

平成13年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成13年6月8日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
3番	村中政昭	4番	山本直子
5番	松田正	6番	中西和夫
7番	野呂民平	8番	里川宜志子
9番	松村健一	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	浦口隆	健康推進課長	西田哲也

環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男
都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、会議は成立いたします。

なお、森河議員からは、急用で少しおくれるとの連絡があります。また、松村議員は、少し体調が悪く控え室で待機されております。

それでは、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番(木田守彦君) 前もって議長に提出しております順序に従いまして質問をさせていただきます。

昨日も同僚議員が1番目の件に対しましては心配されて、やはり質問をされています。私も、去年、平成12年7月4日の水害の悪夢により、1年近く経過しましたが、「奈良県の現在の調査測量による経過と斑鳩町の今後の対応について問う」ということで、まず初めに、ある程度調査測量も終了し、次段階の事務調査も進められていると思いますが、今年度で何か実施される予定はあるのかということで、昨日の質問者に対しては、安堵町笠目の高瀬井堰がただいま工事中ということでしたですけれども、やはり斑鳩町の調査段階も既に終了し、土手の流出した部分については補修され、また堆積した土砂についても除去はされましたが、斑鳩町の準工地帯であります私の周辺につきましては、2年連続して浸水しているということを考えるとき、ことしも梅雨期に入ってきましたので、今のところ雨が少なく、今後やはり本格的な降雨期になると、やはり集中的な雨量が増大し、去年の雨量は、上流部分でしたが、100年に1度ということで済まされておりますが、やはり今年度も起こるおそれがあるということで、溢水部分まで富雄川の河川改修が進むのには、やはり今後10年以上の年数が必要と思われませんが、その防止策について具体的な方策も示されていないのが現状であります。県政のあるところについては県がやるべきことは当然ながら、やはり早急な対応をしていただきたいということでございまして、その点について県としてはどういうふうに進められておられるのか。昨日もちよっと聞かせていただきましたが、2番の質問にも入ってくると思いますけれども、やはり県だけやなしに町も一緒になって対応策を講じてもらいたいということで、まず県の対応としては、今どういうふうな段階で進めておられるのか

、その点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 平成13年度の県の対応ということで、斑鳩区域に限りましてご説明させていただきたいと思いますが、きのうの答弁と重なるかと思いますが、県としましては、今ご質問の議員もご承知のように、昨年測量調査を実施されました。それをもとにしまして、改修に伴う井堰、それとそれから橋など主要構造物に関しまして、地元と協議すべく資料を収集されているところと聞いております。本年度関係者に協議を行うよう準備されているというふうに聞いております。

なお、下流から順番にこちらのほうに、上流に向かって工事をされますので、今その地元なりに入る準備をされておるというふうに聞いております。

次に、J R関西線、鉄道橋のかけかえについては、今協議が進められてまともりつつある状況でございます。工事については、14年度着工、16年度完成を予定されて、今協議が成立するような形で進んでいるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田彦彦君） 今、鍵田部長がおっしゃいましたように、J Rの鉄橋を越えるのが、完成するのが平成16年と予想されるということですが、それからまだこちらのとこまで来るには井堰が2カ所ほどありますわね。そういうことを考えたならば、やはり10年ぐらいはかかるのではないのかなと、そういうふうに私自体心配しておるところでございます。やはり、できることならば、改修以前に、昨日同僚議員もおっしゃっていましたが、また私は私で違う考え方がありますが、やはり今現在の土のうを積まれておるような状況の中で、やはり斑鳩町の住民の生命、財産を守るためと町長が初日にも申されておりますように、やはり生命、財産を守るためには、その予防的な処置を講じてもらいたい。そのためにはどうすればいいのかと。

こういふことで、2番の問題に入りますけれども、斑鳩町としても何かを実施できることがあるのではないのかと。管理が奈良県の一級河川ということだけではなしに、斑鳩町としてもやってもらいたいことがあると思いますけれども、私思うのには、前任の清水都市建設部長の答弁のときに、県土木の——郡山土木ですわね、その許可を得られたならば、個人でも周辺住民でも、自分で費用を負担すれば可能だというような答弁を得ておりますが、やはり予防的な手段のために多大な自己資金を投入することは困難な

社会情勢でありますので、町も交通事故防止等の予防的な対策といたしまして、ガードレール設置やカーブミラーの設置等、その他にも防止対策には巨費を投じておられますが、やはり溢水部分についても、その部分は町道であります。そして、堤防の下には町管理の水路となっているのが現状でありまして、右左岸の高低差は、旧高安の左岸側のほうがちょっと高いというような現況から見ても、やはり町としても対策を講じてもらえないものかと。大々的な工事は、これは河川改修が行われるまで待つといたしまして、転落防止用のガードレールを2段ぐらい重ねて設置すれば、そこから漏れてくる水は大したことはないと思います。そうしたら、今の堤防上に積まれておる土のうなんかも片づいてすっきりするのではないのかと。それか、町の水路のほうを、そこへあふれ出た水を住宅地に流れんような護岸というのか、堰堤をつくるという方法もまた考えられるのではないかと、私はそういうふうに思います。

これ、私、1年間かかって何かいい方法はないものかと。そして、県にばかりお願いしておっても、県は年次計画だけしか申されません。その点については、斑鳩町としてもその対策を何とか講じてもらわれへんものかと、そういうふうに思いますけど、それらの点について、できることならばやはりそういうことも考えていただいたらいいのではないのかなと、そういうふうに思いますけれども。それらについてどういう考えでおられるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 議員おっしゃられるのはよくわかるんですけども、一応県管理の河川ということでございまして、川の堤防をどうのこうのするということは、要望はできますが、町としてはなかなかしにくい面がございます。

おっしゃっているように、町道として河川用の堤防を利用さしてもらっていることから、道路管理上で、ガードレールなんかというのは、一応占用もさしてもらっていることですので、土木事務所のほうに、交通車両等の転落防止をしたいという旨は河川管理者に対して協議が必要ですが、今おっしゃっている趣旨でということになると、それはかなり難しいと思います。すみませんが、そういうことでご了解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 部長がおっしゃっているように、それは難しいのはわかって私は提案しているわけですので、そんなん簡単にいくのやったら何も提案はいたしません

。やはり、これは実際に水害の被害を受けた人でなかったら、それはわからんと思えますわ。それやったら、その下にある町の水路のほうを、何でそんなんやったら嵩上げでけへんのですか。堤防のほうにその構築物をつくるというたら、それは難しいということになったら、あの下に町の水路がちゃんとありますやんか。そこから越えんように堤防をつくるなり、それを考えはったらどうですか。そんなん、でけへん、でけへんというたら、何もでけへんですやろ。やっぱりそこら辺のとも前向きに考えてほしいなと、そういうことを申し上げておるのであって、そんなん何もでけへんことやったら、初めから言わへんですやん。

だから、それは町の占有しておる、町道として占有さしてもらっている富雄川の河川堤防であっても、そういうことが困難ということであるならば、やはりそれからもう一歩進んで、町の水路を何とか50センチでも1メートルでも上げるように考えはって、うちの裏でも、50センチ上がっていたら何もうちのほうみたいなん入ってこなかったんですよ。そんなんぶあつと堤防からあふれて出ているわけやないんですわ。やっぱりだあつと流れ落ちたやつが、結局町の水路が低いがためにそこからあふれて流れ出たわけですやんか。だから、その点について、そんなん現状をはっきりわかっておって言うていただいておりますのであればよろしいですけど、だから私は県だけやなしに町としても何とか努力してもらえないのかと、こういうことを言うてるわけですわ。

だから、町が管理する水路を、何とかそれについてはでけへんのですかと。初めにガードレールの2段積みについては難しいと、そういうふうな考えでおられるのであれば、その水路の嵩上げについてはどうですかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 野呂議員のこの問題についても一応町の対応について答弁をいたしましたけども、町の対応といたしましては、まず昨日も言うてますように、監視体制を十分ととる。そして、雨量等降雨に対する状況を把握をする。そして、その対応をもって災害を未然に防ぐというのが今考えている富雄川の状態でございます。

いずれにいたしましても、議員がおっしゃいますように、河川は下流から改修していかなければならない。ところどころの災害復旧で改修される場合がございますけども、本格的に途中で改良するというのはほぼないわけでございます、そういうことを含めてやはり災害が起こる地域には、いろんな手法を講じながら被害を未然に防ぐというのが原則でございます。

先ほども右岸堤防に対するガードレールの問題が出ましたけども、防災的な処置でガードレールを設置するということは非常に難しいということを経理官言うてるわけであって、道路構造から車等の通行車両に対する転落防止、これは県と協議し設置できる可能性はあるわけです。それを利用して土のうを積んでそのガードレールのエリア部分を防災するという事は、これは許可はされないと。あくまでもやっぱり違う形でしていくべきものだと思いますし、私もきのうも申し上げてますように、やはり今土のうを積んでいる部分が相当破れた状態になっておりますし、そういうことも含めながら新しい形での事前の防災対応として措置をせいということも建設課のほうに指示してます。もちろん県の協議を得てやってほしいということも指示をしておりますので、そういうようなものについては早急にやりたいと、このように思っております。

いずれにいたしましても、その状況を見て、木田議員がおっしゃるように、水路を嵩上げすれば安全であるとするならば、その水路が町有水路、また公有水面等あれば、それは協議によって可能だと思います。ただ、やっぱり公有のものについては調査をさしていただく。嵩上げすることによってほかに影響を来さないように考えていかなければならない、このように思っております。

いずれにいたしましても、富雄川の高安西団地周辺に対する監視体制、重点地域として、先ほど申しましたような対応をしていきたいなと思っております。もちろん三代川も含めて重点地域としての監視をしていく、このように思ってます。

また、右岸堤防につきましては、兼用工作物として町道認定しておりますので、やはり舗装も大分傷んでおるということから、早く舗装の修理もしていきたい、これも思っておるわけでごさいます、時期的な面については、雨期が終わるかもわかりませんが、雨期までにやれというようなことも言うていたんですけども、いろいろ計画もごさいますし、準備もごさいますので、そういうことになっております。

その水路等につきましても、いろいろなものに支障を来さなければ、やっぱり地元協議の中でやれるものならやっていくということは当然でございます。今言うて今すぐにはどうにもできないと思うんですが、木田議員のおっしゃるような形で、それが被害を未然に防ぐならば、そのようなこともしていきたい。ただ、それによってほかに被害が起こるようなことがあっては困りますから、そういうことを十分調査の中でやっていきたい、このように思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、助役さんから答弁いただきましたんですけれども、やはり町としても —— 私らは個人ですやんか。だから、専門職ではないので、そんなん可能かどうかは、それはわかりません。だけど、これやっぱり大方1年かかって、自分かて真剣にそれに何か対処できるような方法はないのかと、そういうふうに考えてきたなんですので、やはり町としてももうちょっと何か方策はないのかということを考えて、前向きに検討をしていただきたいと、そういうふうに思います。

次に、3番目の、溢水防止こそ水害対策と思われませんが、一考してみれば、やはり町民の生命財産を守るためには、貴重な税金であります特に都市計画税なんかは、かなりいろんな公共下水とかに投入されておりますけれども、やはり何かそれだけやなしに、緊急の場合の投入方法というものはないのかなと。都市計画税というものは、ある程度目的税であるのか。やはりそういう緊急の場合には、それをまたほかの事業に対して転用できるのか。その点について、町はそういうものは、できたら何か災害が起こったら災害復旧費で賄うというようなことではなしに、予防的な処置のためにもそういう使用というのか、投入方法はないものかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いろいろな面で、都市整備等を図るというような観点の中から、そういったものが必要になれば都市計画税というようなものを財源としてやっていくということも必要ということで、そういったことで目的税でございますので、先ほども申し上げましたような都市整備といいますか、都市計画事業、土地区画整理事業、そういったものの財源に本来は充てていくべきものでございます。そういったものでは目的税でございますので、そうした観点から必要な分について充当をしていくということでございます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、そういうふうに目的税と言われましたけど、何も都市計画税だけやなしに、やはりいろんな税金を投入して、住民が心配せずに安心して暮らせるまちづくりということで町長かて頑張っておると初日にもおっしゃっていただいたので、今後それらの面についても力を入れていただきたいと、そういうふうに第1番目の項目ではお願いしておきます。

それと、今朝来るときに、ちょっと米寿橋の上から見てきたら、薄い油膜が一面に富雄川に浮いているわけですね。それを、私時間がなかったので、ちょっとその原因とか

まではよう見に行かなかったんですけれども、それも調査してもらいたいなど。やはり薄い油膜であっても、川面に一面に薄い油膜が張っておりましたので、どうかその調査もよろしく願いいたします。

続きまして、2番目の「中宮寺史跡の2次指定が平成13年5月16日に指定されましたが、斑鳩町が今後進めようとする年次的なスケジュールはできているのかについて問う」ということでありまして、念願でありました2次指定がやっと思われたということで、私の感じているところでは、中宮寺史跡公園として将来活用されるように思いますが、追加指定地を買収しなければやはり公園整備が難しいと思われませんが、早急な対応策はあるのかということでございました。

今回追加指定されました1万6,092平米が、平成13年5月16日に指定を受けました。これから地権者との交渉に入られ、利用計画についても具体性を帯びてきた感じがあります。貴重な史跡として今後保存する必要があり、発掘調査も進められ、地域住民や町民に活用していただくことが肝要であります。公園として活用するには、やはり全面積が必要なものかどうか。それとも、やはり部分的な活用が可能であるならば、これから何年もかけて巨費を投じなければならない事業でございしますので、今現在あるところからでも順番にやっていくべきではないのかなど。

やっぱり、中には、逼迫した財政事情の中で、それを今すぐにとすることは困難な事業だとは思いますが、全面的に買収も完了した時点でそれをやるとなれば、上宮公園よりかなり膨大な面積になると思いますので、できれば、立派な公園として完成すると思いますけれども、それにはかなり巨費が必要だと思いますので、それらの点について、今のところどういうふうな考えでおられるのか。私が中宮寺史跡公園とっておるだけか、また、いや、これは間違いなしに中宮寺史跡公園として活用し、そして大体どのぐらいの年次的な何でやっていこうと考えておられるのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係につきましては、以前から第2次指定の関係について、町は早く追加指定をしてもらえということで、再三文部省に赴きまして、とにかく中宮寺の跡地ということで、発掘等すべて完了し調査報告書を出しておることから、この5月の16日に指定をされました。以前、助役さんが教育長をしていただいたときに、第1指定をもらいながら、なかなか第2次の関係等についてスムーズにいかない状

況等がありました。

これはなぜかといいますと、今、国としても、史跡地買い上げ等については、予算はアップされてますけれども、全国的にレベル的にバブルで非常に地価が上がってきた。そういう点から、非常に申し入れが多い中で、なかなかでき得なかったと判断をしておるんですけれども、いずれにいたしましても私はこの関係等については、藤ノ木でも申し上げますように、国が8割、県が1割、町が1割ということで、これだけの補助というのはもう国としてはないんです。いずれにしたかて、これは恐らく国も30兆円の枠ということでおっしゃってますように、この史跡の関係も、国の8割が7割になるのか6割になるのか、いずれは私は下がってくると思っております。

今、木田議員のおっしゃるように、今後のスケジュールによりますと、まずこの史跡に関係する土地所有者に、こういう形で史跡指定をしていただいたから、そういう関係について、皆さん方買収に対するご同意をいただくということをまず仕向けていくことが一番大事であろうと。その中で、町としても、県と文部科学省を通じまして、毎年どれだけの部分が買い上げていかれるのか、そういう計画を持っていく。

それとあわせて、今どういう公園をされるかというのは、この関係等については、やっぱり中宮寺の関係のそういうことを復元する可能性も大事であろうし、私はやっぱりこういう関係等については、広く町民のご意見、あるいはそういうものを聞きながら、やはりみんながこうして遊べる、あるいはまたその遺跡を将来引き継いでいただける、やっぱりこれだけの歴史を持っています、やっぱり世界遺産であります法隆寺、あるいは法起寺等の関係ですから、中宮寺史跡公園としての整備をどう生かしていくのか、そういう方々のご意見を聞きながら専門家にそういう設計等をいただいて、そしてやっぱり町で活用でき得るような、またそういうことが子どもたちに、将来そういうものが子々孫々伝わっていくような公園づくりをしていきたい。

当面のスケジュールを言いますと、まず地権者にご同意をいただく、買収等についてのご同意をいただく。それから後、県、国とご相談を申し上げて、何年でどれだけの部分を買上げていかれるのか、予算的な問題もございますから、そういうものについて協議をしていただくという中で、その間にどういう形のものをしていくのか、そこらを十分に皆様方に聞かせていただいて、私は今日2次指定をいただいた中では、やっぱり慎重にそういうものを取り組んでいくことが大事。

ただ、問題は、早く皆さん方が、待っておられた方々が、私権を制限してますから、

とにかく史跡指定になりますよということですから、その方々に、一部は、1軒の方は買い上げてますこともございますし、そこらを考えますと、やっぱり買い上げてほしいという方、あるいはまた考え方が今すぐということとはなかなかいかないという方もあろうと思います。まずやっぱり地権者に、そういうことをまず確認をいただいて、それから県、上部団体の国と、あるいはまた公園等については、今木田議員がご指摘のような、そういう将来斑鳩町としてみんなが活用でき、また子どもにそういう手広く歴史を知っていただくということも踏まえた中でやっていきたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、町長から詳しい説明をいただきまして、できるだけ前向きにやっていただきたいなど、そういうふうに思います。

続きまして、2番目の公園規模としては上宮公園より広大となると思われるが、公園利用者等の調査等も徹底していただいて、犬の散歩用の公園にならぬよう整備することが肝要ではないのかと、私はそういうふうに思います。

現在、町内にある大きな公園である県立竜田川公園についてもしかり、やはり上宮公園についても、近隣住民が犬の散歩用に使っておられますが、やはり残念ながらマナーがなってないように思われます。町民がやはり町有財産をもっと大切に使うように、啓蒙をしていただきたいと思えます。

以前、私が一般質問の中で、やはり犬のふん用のごみ箱設置要望をいたしました、それも実施されておらないということで、公園管理については各自治体とも頭を痛めておるのが現状でございますが、やはり斑鳩町のマナー達成度としては、どのぐらいと思っておられるのか。やはり斑鳩町に在籍するというんか、犬の頭数なんかを考えた場合には、飼う人がそのマナーをきちんと守っていただければ、そういう心配は全くないのですけれども、それを散歩させているのは大人であります。しかしながら、それが処分されておらない現状を見れば、やはりもっとマナーの啓蒙というんか、それをやっていただかなければ、公園として整備されても十分に町民の方が利用できないように思いますが、それらの点について、いろんな努力はしていただいているのはよくわかりますけれども、それらについてどういうふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木田議員が申されたそのとおりでございます、いずれ私は、我々の生活の中でも、トイレあるいはそういうものについては、大きくやっぱり美し

くということで、今また小学校、中学校でもトイレの改修等が出てますように、やはり動物についてもそういうことがこれからは大事な時代ですから、そういう関係等については必ずなってくる。

ただ、やっぱりマナーというのは、私は南服部へ行きましても、ガードレールにそういう文言は必ずその地域の方が張られているわけですけども、それを見られてもなかなか――守る人は必ず待っておられると思います。また、町としても、できる限りの、袋とか、あるいはそういう一式を狂犬病の関係等に来られたときにはお渡しするとか、犬の関係の啓蒙をし、広報にもやっております。何回か議会の皆さん方からもご指摘あるわけですけども。私はそういう点では、木田議員のご指摘のように、あるいはそういう、これからペット用のトイレ、あるいはそういうものが、必ず自治体等に取り入れられていくケースは多くなってくると思います。

そういうことを踏まえながら、やはりできるだけ町を美しくきれいにということで、当然皆さん方はそういうことは望んでおられるわけですけども、そういう啓蒙をし、またあるいはそういうことが、お互いにやっぱり気持ちよい環境をつくっていくことが大事であろうと思います。ご指摘のように、町としても、またそういう点がわかりましたら、あるいはまたそういうことが早く措置ができるようであれば、そういう措置をまたしてまいりたい、こういう考えでおります。

やはり、マナーというのは、個々それぞれが守っていただくということが一番大事であります。確かに、スコップとか袋を持っておられても、一応体裁で持っている方もあろうし、必ずそこへしてかえる。ただ、その袋へ入れられても、途中でまたどっかの民家のところへほかされる方もございますし、いろいろあるわけです。その場だけは、皆さんが見ていると、だれかが見えていると思って取られますけれども、よく途中で何ぼかまたごみがたまっているところへほかしているとかいうこともございますし、いろいろと事情があると思います。

我々としても、そういう点では、担当課と十二分に協議しながら、今おっしゃったようなことも踏まえてひとつ努力をしてまいりたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） マナーの問題ですので、やはり啓蒙が大切やと思います。今月の24日ですかね、町のクリーンキャンペーンがありますけれども、私ずっと富雄川の関係のほうへ回らせてもらってますけれども、富雄川堤防沿いには、やはり犬を散歩さ

せて処理されておらないのがたくさんあるということで、犬なんか余り中まで入っていかずにその堤防沿いでしておるといような状況ですので、やはりいっぱいそういうふうなふんがされておるといのは、非常に私としては残念に思います。やはり動物を飼っていただくということは、そういう世話まで一生懸命やっていただかなければ、動物を飼う資格ないと言うたら怒られますけれども、そこまで責任持って処理していただくのが大事なのではないのかなど。そのためには、できるだけ、もっともっと繰り返し啓蒙をしていただくことを要望しておきます。

続きまして、3番目の公共施設の受水槽、特に学校の受水槽を廃止しておいしい水を直接口にするよう考えてどうかということで、やはり成長期の子どもさんには、新鮮なおいしい水を供給してほしいということでもあります。これは、私も1期目に出させていただいたときから言うておることをございまして、受水槽を使わなくても加圧ポンプで十分に配水できると思いますが、やはり一度空気に触れて何日もタンクの中に滞水しておる水はおいしくないと思うがということでございまして、受水槽の構造上、オーバーフロー部分より空気の出入りが自由でございまして、その部分については防虫網が張られておるだけでございまして、外気とつうつうになっておる。そのために防虫網の破損等によって虫なども進入する可能性があります。

家庭においても、飲料水には大部分の家庭で浄水機が設置されておるのが普通でございまして、学校等の公共施設でも、やはり飲料水として一度考えられたらどうかということでございまして、そしてやはり受水槽は、年に1回とか、そういう清掃の義務というようなものがあるというふうに聞いておりますけれども、10トン以下のタンクについては清掃義務はないというふうに報道されておりますけれども、学校とかの受水槽についてはどのぐらいの間隔で清掃されておるのか、その点について聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 受水槽の清掃ということでございしますが、これは年に1回実施いたしております。そして、水質検査につきましては、これは学期ごとに実施をいたしております、水を安全に供給するように努力をいたしているところでございします。

そして、受水槽の場合、1日の使用量の2分の1程度の貯水できる能力の水槽を持っておりまして、そういたしますと、1日使う場合2回は水が入れかわっているという状況でございしますので、日数を置いて滞留していると、とまっているということは、通常

の場合ございません。ただ、長期休み _____ 夏休みとか、そういった点については、子ども

たちがおりませんので、そういう滞留といいますか、そういうものはあると思います。それは、新学期が始まるまでに十分水の入れかえをしながら、子どもたちに安全な水を供給するというふうに努力いたしております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） ここに、朝日新聞の「暮らし」の中にもちょっと書いてますけれども、どういうふうな清掃方法で清掃業者がしてはるのか、それはちょっとわかりませんが、FRPというんですかな、そのタンクをたわしでこすったりしたらいかんということを書いてます。それで、そのためには高圧洗浄機というんですか、それでやはり洗うのがベストやというふうに書いてますけど、町のやっておられる業者は、どういうふうな洗浄方法でやっておられるのか、その点について聞かせていただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の貯水槽、あるいは高架水槽の洗浄については、高圧の水圧で洗浄をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 大事なやはり国の宝と言われる子どもさんのためにも、やはりおいしい水を供給してあげてほしいなど。

それと、初めに言いましたように、何ぼ検査して安全やいうても、子どもさんらでも家へ帰ったら、必ずというていいほど簡易浄水機、あるいはまた浄水機を設置しておられる家庭が多いんですけれども、学校施設において、飲み水というんか、それにそういう浄水機とかを設置するそういう考えはあるのかどうかについて聞かせていただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校のほうに浄水機を置くという考えは、今のところいたしておりません。これについては、当然先ほども申し上げましたように、水道管理者のほうでも十分水質の管理をしていただいておりますし、また学校は学校のほうで、先ほど申し上げましたように、常に水質の管理をしながら子どもたちに安全でおいしい水というものを供給するように努力をいたしております。今申し上げましたように、議員がおっしゃっているような浄水機というようなものについては、現在置く考えはいたしてお

りません。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 2番目の、「せっかくおいしい水をつくりながら、マスコミでも報道されておりますように、清浄な水をそのまま飲んでいただく努力こそが供給量の増加になると思いますが」ということで、先ほども申しましたように、朝日新聞の「暮らし」の中で、受水槽について報道されておるような状況でございまして、清掃については、なかなか完全な状態であるというのは、年数がたてばやはり難しいように思いますが、公共施設の受水槽をできるだけ早いこと廃止することをお願いしたいなど、そういうふうに思います。

そして、第1浄水場の改善、改良に浄化方法も変わるように調査しておられますが、それよりもまずやはり加圧ポンプの設置等浄水機を検討していただきたいということでございます。やはりおいしい水を供給すれば、斑鳩町の人口もふえてきておりますのに、水道決算の報告書を読ませていただいても、有収水量ですか、それらも鈍っておると、反対に減っておるというような状況でございまして、やはり子どもさんなんかはペットボトルに入った飲料水を飲んでおられるとは思いますが、やはりおいしい水であれば、水でも十分に人間の力は補えると思いますので、ぜひともやはりそういうことも考えていただきたいと思っております。これはある程度の要望としておきます。

続きまして、「公共用地の活用と管理は十分に行われていると思っておられますか」ということでございまして、1番目なんですけれども、私、たまたま五百井住宅の中に行ったときに、空き地になっております駐車場に車が3台ですか、駐車しておりまして、動く車というのは2台で、1台は何か廃車になって、ナンバーもないような車で、その中に廃材みたいなものが一杯に置かれておったということでございまして、その駐車されておる車については駐車料金をいただいておられるのか、それともそれはもう黙って、活用というたらおかしいですわな、やはり黙って使っておられるのであれば、その管理はやはり町のほうでちゃんとしていただきたいと思っておりますが、今現在どのようになっているのか、その点について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 議員から連絡をいただきまして、すぐ現場を見に行かさせていただきました。そうすると、今おっしゃっておられたとおりに、建設機材なんか積まれたトラックが1台と、乗用車1台が不法に置いておりました。料金は取っております。

せん。

それで、所有者に確認をいたしましたところ、五百井住宅の入居者が占用しておられるということがわかりましたので、明け渡しを求めまして、所有者に対し6月の20日までに撤去するというような形で指導をさしてもらっているところであります。

この指摘の件でございますけれども、今後住宅管理につきましては、用途廃止した他の団地の空き地も含めまして全体的な住宅管理を徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私、たまたま行って気づいたということで、町としても、やはり公共用地とか公共施設については、巡回するなり何かしてもらわなければ、結局そういうような人が仮に出て行かあったとしたら、それをまた町費でもって処分せんらんような状況になると思いますねん。そしたら、貴重なやはり税金をもって処分せんいかんということになったら、町民にひとしく利益が及ばないということで、それらは一考していただきたいなど。今後、ポイ捨てとかいうことやなしに、そういうようなパトロールだけやなしに、また公共施設のほうも巡回してそういう管理を徹底してもらいたいなど、そういうふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

それと、2番目に、今申し上げたように、「斑鳩町民が平等に果実を享受できるように有効に活用する方法を考えてほしい」ということで、それは駐車場として貸してほしい、そして料金をいただいておりますということであれば、それはそれで結構ですけども、勝手に使うておられるということになれば、これは町民にとって不平等やと、そういうふうに思いますので、今部長からも、今後そういうことのないようにやるということをお願いしておりますので、間違いなしにやっていただけると思いますけれども、そういうことを踏まえて、今後ともそういうことのないようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

ここで、町長と吉田総務課参事が町村会会議出席のため退席されますので、暫時休憩します。

（午前9時47分 休憩）

（午前9時48分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開します。

続いて、13番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 通告をいたしておりますとおりに一般質問をさせていただきます。

今、マスコミ等で教科書問題が論議を呼んでいる中でございまして、まさしく教科書の、来年度から子どもたちが使用する教科書の選定中といたしますか、作業中であるということをお伺いいたしましたので、そこで小学校、中学校の児童生徒が使用する教科書について、少し私も調べてまいりました。それで、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、私たちが普通教科書と呼んでいる教科書は、どのような定義で位置づけされているのかということですが、教科書とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらのいずれかに準ずる学校において、教科課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として教授の用に供される児童または生徒使用図書であると言われております。そして、すべての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があるとして、学校教育法第21条にその使用義務を定めております。

教科書には、文部科学省の検定を得た教科書、いわゆる文部科学省検定済み教科書と、文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書との種類がございます。なお、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校等において、適切な教科書がないなど特別の場合にはこのほかの図書の使用が許可されることもあるようでございます。

昭和22年に制定されました学校教育法において、小学校、中学校、高等学校等の教科書は、検定制度が採用されて今日に至っております。

概要を一応かいつまんで申し上げましたけれども、ここで、子どもたちが使用する教科書がどのような経緯を持って検定採択されていくのかということをお伺いいたします。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教科書の作成から子どもたちにわたるまでの経緯と、こういうことではございますが、今現在の教科書制度は、今も議員がおっしゃっていただいているように、22年から現在の制度がとられているわけではございます。これは、民間の教科書発行者の手によります著作、あるいは編集がまず基本となってまいります。その各発行者が、学習指導要領、あるいは教科用図書、検定基準に基づきまして、それぞれが創

意工夫を凝らした図書を作成いたしまして、文部科学省に検定を申請することになるわけでございます。

その図書は、文部科学大臣の検定の決定を経て初めて学校で教科書として使用される資格を与えられるわけでございます。発行者が検定の申請をいたしますと、図書は文部科学省内の教科書調査官の調査に付されまして、文部科学大臣の諮問機関であります教科用図書検定調査審議会にも諮問されます。審議会からいろいろ調査され答申がされてまいります。そして、文部科学大臣は、その答申に基づいて検定を行うわけでございます。

検定教科書は、通常教科書の教科ごとに分類された単位でございまして、1種目について数種類存在いたします。この中から、学校で使用する1種類の教科書が決定——これは採択というふうに言っておりますが——される必要がございます。採択の権限は、公立学校につきましては、所管の教育委員会、そして国立・私立学校につきましては、それぞれの学校長にその採択の権限が与えられています。文部科学大臣は、採択されました教科書の需要数の集計結果に基づきまして、各発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示いたします。その指示に従いまして発行者は教科書を製造し、供給業者に依頼して各学校に供給いたします。そして、供給された教科書が児童生徒にわたって使用されるということになるわけでございます。

なお、国・公・私立の義務教育学校で使用されます教科書は、全児童生徒に対しまして国の負担によって無償で教科書を供与されていると、これは議員もご承知のとおりだということでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、教育長に答弁をいただきまして、一連の流れで児童生徒の手元へ教科書が届くということでございますが、それでは2番目に掲げております教科書検定の方法はどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 検定の方法でございますが、先ほども若干触れておりますが、ダブる部分があるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

文部科学省は、教科書の記述が客観的で公正なものとなって、かつ適切な教育的配慮がなされたものとなるように、教科用図書検定基準に基づきまして、教科用図書検定調

査審議会の議を経まして教科書の検定が行われているところでございます。

この教科書検定の方法につきましては、臨時教育審議会の答申を踏まえまして、適切な教育内容を確保し、個性豊かで多様な教科書が発行されるようにすることをねらいといたしまして、平成元年4月検定の手続と基準の大幅な簡素化、あるいは重点化、検定結果の公開等を内容とする全面的な見直しが行われたところでございます。

平成14年度から新しい学習指導要領が実施されることに伴いまして、この教育課程の基準の改善の趣旨を適切に踏まえた教科書が作成され、検定制度がより一層簡素かつ透明なものになることを目指しています。教科用図書検定調査審議会の建議を踏まえまして、平成11年に検定の手続と検定基準の改定が行われております。これらの改正は、新学習指導要領に基づいて編成される教科書の検定から順次採用されることになっております。

文部科学省は、あらかじめ検定における審査の基準として、義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準を定めまして、これを告示をいたしております。検定における教科書の審査は、この検定基準に基づきまして、適正かつ公平に行われているものでございます。

検定基準は、検定審査の基本方針であります総則のほか、各教科共通の条件と各教科固有の条件とから成り立っております。それぞれの条件は、「範囲及び程度」、「選択、扱い及び組織、分量」、それから「正確性及び表記、表現」の3つの観点に整理して示されているところでございます。

文部科学省には、教科用図書検定調査審議会が置かれておりまして、検定は審議会の答申に基づいて行われています。審議会の委員及び臨時委員は、大学教授や小中高等学校の教員等の中から選任をされているところでございます。

審議会の審査に先立ちまして、検定申請のあった図書につきましては、教科書調査官の調査がまず行われます。また、専門の事項を調査する上で必要があるときには、審議会に専門委員が置かれまして調査に当たるということもございます。教科書調査官は、文部科学省の常勤職員でございまして、大学の教授の経歴等を持つ人が採用されております。

審議会につきましては、教科書調査官及び専門委員が調査した結果並びに委員みずからが調査した結果を総合して審議されます。

このように、審議会における審査には、多くの専門家によるさまざまな角度からの調

査の積み重ねが反映されるようになってきているところでございます。

続きまして、教科書検定の手続についてでございますが、検定の申請がありますと、文部科学大臣は教科書調査官にその図書の調査を命じまして、教科用図書検定調査審議会に教科書として適切であるかどうか諮問します。審議会は、さきに述べましたように、検定基準に基づいて適正かつ公正に審査が行われまして、教科書として適切か否か判断し、それを文部科学大臣に答申をいたします。文部科学大臣は、この答申に基づいて合否の決定を行い、その旨を申請者に通知をいたします。

ただし、審議会におきまして、必要な修正を行った後に再度審査を行うことが適当であると認める場合には、合否の決定を留保して検定意見を通知することとなっております。

検定意見の通知を受けました申請者は、検定意見に従って修正した内容を修正表によって提出いたします。文部科学大臣は、修正が行われました申請図書について、再度審議会の審査に付し、その答申に基づいて合否の決定を行い、これで検定手続は終了するわけでございます。

以上の検定手続を経まして検定合格の通知を受けたものは、図書として完成した見本を作成いたしまして、文部科学大臣に提出することとなっております。

なお、文部科学大臣は、検定審査不合格の決定を行う場合には、事前にその理由を通知し、申請者に反論する機会を与えることになっております。また、検定意見に対しまして異議がある場合にも、申請者は意見の申し立てができるようになってきているところでございます。

このように申請者の権利が十分尊重されるとともに、慎重な検定が行われているというような仕組みがとられているところでございます。

教科書の発行者につきましては、検定済図書について、誤記、あるいは誤植、または客観的事情の変更に伴いまして明白に誤りとなった事実等の記載があることを発見いたしますと、文部科学大臣の承認を受けまして訂正を行わなければならないわけでございます。

また、学習を進める上に支障となります記載、または更新を行うことが適切な事実の記載もしくは統計資料の記載があることを発見いたしましたときは、文部科学大臣の承認を受けて訂正を行うことができます。

これらの事項のうち、一定のものが届け出により訂正することができますし、検定の

申請はおおむね4年ごとに受け付けがございまして、検定済み図書の訂正の申請は随時行うことができます。なお、文部科学大臣は、これらの記載があると認めるときは、発行者に対して訂正の申請を勧告することもできるというようになっておりまして、以上のような方法が検定の方法でございまして。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、検定の方法をお聞きしたんですけれども、この検定については、我々地方のこういった議会での声というのは反映できません。しかし、今、教育長の答弁の中に、14年度から施行されていく新学習指導要領、それがなされた中でそれを基準としていろんな基準を持ちながら検定を行っていくということなんですけれども、まず1つお聞かせいただきたいのは、改善される前の学習指導要領と新しく改正されました新学習指導要領の違い、どういうふうに新しく改正されたのか、新しい学習指導要領の特色といたしますか、そのあたりがわかっておれば教えていただきたい。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今回の新学習指導要領で、特に子どもたちに指導していくという内容につきましては、やはり基礎、基本を重視してみずから学びみずから考える力をつけていく、こういうことを中心にされた内容でございまして。そうした中で、総合的な学習の時間を設けまして、その中で児童生徒みずからがお互いに議論しながら物を考え、あるいは学んでいくと、そういう時間を多くとられるということが大きな目玉ではないかなというふうに思っています。

当然その中に、生きる力というものが以前の指導要綱の中に含まれているわけがございます。そうした生きる力をつけるためにどうしていくのかということが、今回の改正の中で、みずから考えてみずから学んでいくと、そういうことと、お互いに総合学習の中で切磋琢磨しながら、お互いに他の人の人権を尊重していき、また自分の人格、人権を確保していく、そういうことを総合的な学習の中でいろいろ学んでいくというのが新しい今回の指導要領の大きな違いではないかというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、少し学習要領に触れましたけれども、次の、では、そういった学習指導要領に基づいた検定を受けた、検定された教科書が、今度は採択でございまして、これは地元のやはり教育委員会に大きな責任があると聞いております。その教科書の採択の方法を、少し詳しく教えていただきたい。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教科書の採択の方法でございますが、これは学校で使用する教科書を決定するということでございます。この権限につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、公立学校で使用される教科書につきましては、その学校を設置いたします市町村や都道府県の教育委員会でございます。また、国立・私立学校では、使用される教科書については、決定の権限はそれぞれの校長にあるということは、先ほど申し上げたところでございます。

採択の方法につきましては、義務教育であります小中学校、中等教育学校の前期課程及び盲・ろう・養護学校の小中学部の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって決められているところでございます。

義務教育諸学校の教科書の採択方法でございますが、発行者は、検定を経た教科書で、次年度に発行しようとするものの科目、使用学年、書名、著作者名等を文部科学大臣に届け出をいたします。文部科学大臣は、この届け出のあった書目を――本の目録ですね、それを一覧表にまとめまして教科書目録を作成いたします。この教科書目録は、都道府県教育委員会を通じまして、各学校あるいは市町村教委に送付されるわけでございます。教科書は、この目録に登載されなければ採択をされないということでございます。

文部科学省では、採択の際の調査研究に資するために新規に編集されました教科書につきまして、各発行者が作成した教科書編集趣意書を収録いたしまして、採択関係者に周知をいたします。

発行者は、採択の参考に供するために、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や採択権者に送付いたします。採択権者というのは、町村の教育委員会でございます。

採択の権限は、既に申し上げましたように、市町村教育委員会にありますが、適切な採択を確保するために都道府県教育委員会は、採択の対象となります教科書につきまして調査研究をいたします。採択権者に指導、助言、援助をすることになっております。

この調査研究を行うに当たりまして、都道府県教育委員会は、専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を設置いたしまして、この審議会は、専門的かつ膨大な調査研究を行うために、通常教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱をいたしております。

都道府県の教育委員会は、この審議会の調査研究結果をもとに選定資料を作成いたしまして、それを採択権者に送付するということによりまして助言を行っていくというところでございます。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査研究のために、毎年6月から7月にかけて、一定期間教科書展示会を行っています。この展示会につきましては、各都道府県が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場、いわゆる教科書センターでございますが、そういうところに設置をいたしております。なお、教科書センターは、昭和31年以来設置されているものでございまして、現在全国で776カ所ございます。

繰り返しになりますが、市町村の小中学校で使用する教科書の採択の権限は、市町村教育委員会でございます。義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律によりまして、採択に当たりましては、市もしくは郡の区域、またはこれらの区域に合わせた地域を採択地域として設定いたしております。地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになってございます。

採択地区は、その地域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域でございまして、都道府県教育委員会が、自然的、あるいは経済的、文化的条件を考慮して決定をすることとなっております。

採択地区は、全国で現在543地区ございます。1県当たり平均1.1地区となっております。また、1地区は平均して大体3つの市、または郡で構成されておまして、奈良県の場合7地区となっているところでございます。

なお、採択地区の市町村は、通常共同採択を行う採択地区協議会を組織いたしまして、ここに学校の教員等からなる調査員をおきまして、共同調査・研究を行っているところでございます。

採択の時期でございますが、義務教育諸学校用教科書につきましては、使用年の前年の8月15日までに行わなければならないことになってございます。当町の場合は、県内に7つある採択地区のうち第2採択地区に含まれておまして、この地区は、大和郡山市、生駒市、そして生駒郡4町で構成をされておるところでございます。

従来は、この採択地区の協議会の委員といたしまして、各市町の教育長計6名のみでありましたけれども、教科書採択の手続を教育行政だけで処理するのではなく、開かれた教科書採択をするために、本年度から保護者の代表、あるいは教育委員長も郡から各

1名、2市から各1名ずつ委員として参加することになっておりまして、合計12名の委員で構成されることになってございます。

また、従来調査員から各教科につきまして各1冊の教科書を推薦されたものを採択協議会で承認するというようなものから、各教科について複数の教科用図書が、内容報告書、または意見書という形で報告されることになってございます。それをもとに採択協議会で協議することとなっているところでございます。

そのほか、教科書の展示会場として、今回より斑鳩町の町立図書館においても教科書を展示することといたしております。現在、6月1日から7月初旬まで展示をさせていただいております。またごらんいただけたらというふうに思っています。

また、協議会の委員の氏名につきましても、今回から、教科書が採択されました後になります。公表するということになってございます。

このように、今回から教科書採択手続につきましては、より開かれたものとなっているところでございます。

また、地域の特色に合わせた教科用図書の採択が可能になるよう、現在は県内で7つの採択地区を組織いたしておりますけれども、平成16年度には、16地区に細分化されるというふうなことも県の方針として現在言われているところでございますが、そうなりますと、生駒郡内でより地域に合った教科書の採択が可能になると、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、採択の方法をかなり具体的に教えていただいたわけなんです。斑鳩図書館で6月1日から7月の初旬までということで、来年度から使用される教科書の展示ということをお聞きしましたので、私先日展示されている斑鳩図書館へ出向いて行ってまいりまして見てきました。私が見ておりましたら、2人、男の方と女の方が入ってこられまして、いろいろと興味深そうにごらんになっておりまして、私も見せていただいたわけなんです。教科書を使わなくなってから久しいものですから、最近の教科書を見ましてびっくりいたしまして、まず紙の質のいいこと、それから写真の美しいこと、それは本当にぜひたくにつくられているなということでございまして、1冊1冊中まで見るということは大変時間がかかります。ざっと見せていただいたわけなんです。子どもたちが使用する教科書が検定を経た教科書となっているということで

、若干検定の方法については、先ほどから教育長にお聞きしているわけなんですけれども、我々は検定についての意見というのは、本当に声の届かないところでやられますので、それは国会等がしっかり頑張っていたかかないと、検定委員といいますか調査員というのは、一応公務員でございますね。先ほど教育長の答弁によりますと、検定の調査官というのは、常勤の職員であるというふうに聞いておりますので、いろんな方がいらっしゃるのであろうというふうに思っております。それが大学の教授であったり専門の研究者であったりするわけでございますが、その一番言われている根っこのところの検定ということは、地方議会等でごたごた言っても始まらない話なんですけれども、ただ今回このように、マスコミを通じまして教科書問題が取りざたされたことはないというふうに私は思っております。

それで、斑鳩町は奈良県で第2区の採択地になっているということをお伺いしました。その中で、一番調査員という方がしっかり教科書調査を研究されるわけなんです、教育長の答弁によりますと、前年度までは調査員の推薦した教科書1点を絞り込んだものを採択協議会で採用していたということをお伺いしました。今回からは、もう少し、6名ではなくて12名にふやされて、その中で保護者の代表というか、そういった方々も入られるということをお聞きしております。

それから、その調査員については、教科書に数人の教科担当のような者が調査をするという聞いていたわけなんです、今回は1冊に絞り込みはできないというふうに聞かしていただいているんです。私もちょっと県のほうへ行って尋ねましたら、絞り込みはできないということで、あくまでも採択協議会が決定をすると、協議しながら決定をするということをお聞きしております。

それで、これからそういう作業に入っていくかと思うんですが、大体採択協議会の開催時期、それと何回ぐらいやられる予定なのか、少し具体的にその辺の日程をお聞きできますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この採択に当たりましての調査研究員については、この第2採択地区では、1種目7名の委員を編成いたしております。その中で、多いので8社から申請がございます。少ないので2社、3社というのがあります。そうした中から複数報告をいただくわけでございます。

この採択協議会については、現在調査研究を鋭意進めていただいているところでござ

います。それがまとも次第、あと2回程度の採択協議会の会議を現在持つ予定をいたしております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 採択の時間をお聞きしたんですが、今、話題になっております、皆さん新聞とかいろんなことでご存じだと思うんですけども、「新しい歴史教科書をつくる会」というメンバーが執筆した歴史教科書問題というふうになっているわけでごさいます、先ほど私図書館へ行きましてと言ったら、その2人入ってこられた方も歴史教科書をごらんになりに来られたと思うんです。それを手にとって2人でいろいろお話をされてまして、どこが悪いねん、どこが問題やねんということで交互にごらんになっていたんですが、いわゆる新しい歴史教科書をつくる会のメンバーが執筆した扶桑社の教科書を採択させない運動に社民党は党を挙げて取り組む方針であると報道をされています。それから、反対運動をしているわけなんです、そういった政治介入というのは、非常にこれは言語道断でありまして、これを聞いたときに私は唾然としまして、表現する言葉がありません。

それで、そういった言動が現実に我が教育委員会の中にも、そういった要望とかあればお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在、そうした要望につきましては、両者からそれぞれ出ております。採択に当たりましては、先ほども申し上げましたように、やはり公平公正に協議会のほうで実施していくというふうに考えております。要望は要望として受けてはおりますけれども、それにとらわれずやはり採択協議会として公平公正に取り組んでいくというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 大変あれなんです、教育長、採択に関する要望書の差し出し人ですね、もし差し支えなかったら団体名と代表者名を教えてくださいませんか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、いろいろ個人の名前で来ているものも昨日参っております。あと、それぞれの団体で来ておりますけれども、今この場で名前を公表するのは、ちょっと控えさせていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 名前は公表はできないということですが、公にマスコミを通じて、その種の政党活動の中で、そういった教育委員会に採択をさせない運動という、明らかにやっているわけなんです。私は先ほどから言っておりますように、それは言語道断なことであるというふうに思っております。テレビ等で見えておりましたら、民主党の鳩山代表は、韓国を訪問された際に、扶桑社の教科書を偏狭なナショナリズムを持った教科書であるというふうに指摘をしまして、各教育委員会で採択されることは望ましくないと言っておられます。先ほどから申し上げておりますように、社民党は党を挙げてその反対をするということでございますが、政権政党であります自民党は、「教科書の公正な採択に当たって」という文章を各都道府県の県連の政調会長あてに、自由民主党政務調査会会長の麻生太郎で出しております。

その内容でございますが、長いのでちょっと途中だけ抜粋しまして読み上げてみたいと思います。

我が党は、教育改革を掲げ、荒廃した教育の再建に全力を挙げているところであります。しかしながら、最近学校教育における最も根源的な教科書の検定並びに採択に当たって、国の内外から憂慮すべきさまざまな動きがあります。例えば、アジア近隣諸国からは、我が国の検定制度があたかも国定制度であるがごとく曲解され、修正を要求されたり、国内では、一部の政治団体が、自己の史観に沿った教科書採択を求める動きもあること等です。その反面、一部の教科書を採択させない運動も展開し、各地の教育委員会に働きかけておりますが、それは明らかな教育への政治的不当介入であります。ということでございます。

それで、検定に合格した教科書はすべて教科書というわけでございますが、検定者の中にもいろんな方がございます。検定されたものが全部良識のあるものであるかどうかというのは、私も全部見たことがないので言えないんですが、ただ幅があることは事実だろうと思っております。ですから、その中から、斑鳩小学校、中学校、児童生徒がこれから4年間使用していく教科書を今から選択して採択をしていただくわけですが、教育委員会の良識ある判断と責任によって公正な採択がなされますように要望します。先ほどから教育長そんなふうにおっしゃっておりますけれどもね。

ですので、特定のイデオロギーを持った団体や市民グループの介入を防ぐために、自民党の政権政党としての責任ある見識を私はこの通達で示していると認識しているところ

ろでございます。将来の国家を背負って立つ子どもたちの教育は、どのような未来の日本という国を創造するかといった国家の背骨に当たる重要な政策であると思っております。当町を含む第2採択協議会は、いかなる弾圧や要請等に屈することなく、公正に責任ある姿勢で、何遍も繰り返して申し上げますが、小学校、中学校の児童生徒の教科書を採択されるように強く要望いたしまして、この教科書については終わりたいと思いません。

2番目に掲げております、藤ノ木古墳が過日特別公開をされました。3日間で大変な見学者が斑鳩町に来られたということで、近所の喫茶店とかそういった民家の方々がうれしい悲鳴のようなことをおっしゃっておいりましたので、これから藤ノ木古墳を歴史公園として整備していこうという段階でございます。その中で、日曜返上で整備やそういった整理に当たられた職員の方々が、藤ノ木古墳を通してのたくさんのファンが駆けつけたことについて、どのように感想を持たれたかということと、それともう1つは、今後その整備をしていく上に対応をしたことがどういうふうに生かされるのかということをお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 藤ノ木の石室の特別公開につきましては、今、議員おっしゃっていただいておりますように、4月13日から15日までの3日間開催さしていただいたところでございます。その3日間で約7,300人の見学者を迎えております。そうしたことから、地元の方々には、道路への車の駐車、あるいは問い合わせ、あるいは便所をかしてほしいというようなことで、いろいろ地域の皆さん方にご迷惑をおかけいたしましたところでございますが、そうした皆さん方のご理解、ご協力によりまして、大盛況のうちに終えることができたわけでございます。町といたしましても、この藤ノ木古墳につきまして、国民の皆さん方の関心の大きさを実感したというところでございます。

こうしたことから、藤ノ木古墳の整備につきましては、整備基本計画にあります保存と活用の整備方針の中でも、藤ノ木古墳の石室公開ということが重要なポイントになっているというふうに思っております。

このことから、現在石室の公開が実現できるように、保存工学的調査を行っております。その調査結果をもとに保存修理の手法の検討、あるいは石室及び石棺の環境変化がどうなるのか等の諸問題について、文化庁、奈良県及び整備検討委員会などで、関係機関とともに十分検討いたしまして、ご意見を賜りながら、藤ノ木古墳にとってどのよ

うな整備がいいのか決めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願
いいたします。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、大変喜ばしい私は状況であったというふうに思っておりま
す。ですから、いかに――私はずっと藤ノ木古墳についてはある程度執着しておりまし
て、自分も好きですから、休みのときとかその周りとかに行くんですが、やっぱり遠方
から来られた方が見る藤ノ木古墳、その藤ノ木古墳が、私は今の現状のままではちょっ
とやっぱり申しわけないと思っているわけです。ですから、整備計画の見直しをやる
中で、早期に周りの草をとったりとか、そういった細やかな整備といいますか、心配り
でひとつ整理していただいたら、これからまた夏休みに入ったりして子どもたちを連れ
たご父兄が来られたりするときに、やはり関心等持っていたきたいということで、見
に来られた方に気持ちよくお帰りいただける。

今、藤ノ木古墳の周辺にはトイレとかはないわけですが、整備をして整えていかないと、
おトイレとかはできませんか。これ、答弁結構です。見直す検討の中で、早期にや
はり手をつけていくものと、それから時間をかけてゆっくりやるものがあると思います
ので、その辺をよく考慮されてやっていただきたらなというふうに思っております。

いつも藤ノ木古墳がテレビ等で放映されると、わっと、今回はマスコミは来ませんで
したけども、そういったワイドショーのようなものも過去に来た記憶がありますので、
これからも大切な町の共有財産ということで整備を進めていっていただきたいと思いま
す。これはこれで、教育長、答弁要りませんので、要望にしておきます。よろしく願
いいたします。

最後になりましたけれども、3番の斑鳩の宮造営の1400年記念事業として取り組
む具体的な計画の内容をお聞かせください。ことしは1400年に当たるということで
、特別に予算も組まれたわけですが、時期とか、それから内容とかもう検討されている
と思いますので、教えていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本事業につきましては、斑鳩の宮造営1400年記念事業と
して取り組むものでございます。

質問者もご承知のとおり、ことしは2001年という新たな世紀の幕開けとなる節目
の年で、国内外でさまざまな記念の催しが予定されているところでございます。また、

NHKでは、「聖徳太子とその時代」と題した企画を展開すると聞いているところでございます。中でも、ドラマ「聖徳太子」は、この秋に放送の予定で準備が進められているところでございます。

本町では、斑鳩の宮造営1400年に当たるこの年に、さきに述べました催しと相まって、太子の活動の舞台であった斑鳩の里も大いに注目される機会となり、その結果は、地域文化の活性化やPRも図る好機であると考え、記念事業を計画いたしております。

現在までの固まっておりますところの事業の内容でございますが、8月25日には、法隆寺におきまして、「音楽会」と題しまして、法隆寺境内をライトアップし、幻想的な音楽空間を演出するコンサートを開催することにいたしております。出演者につきましては、開催場所であります法隆寺とも協議さしていただいた結果、法隆寺ともゆかりの深い作家の立松和平氏、オカリナ奏者の宗次郎氏を予定しているところでございます。

また、11月4日には、ドラマ「聖徳太子」のプロモーションビデオの上映を交えたステージイベントを開催する予定で、出演者等につきましては、現在交渉中でございます。

また、12月23日には、「聖徳太子とその時代」と題しまして、1400年前に聖徳太子は斑鳩の宮で何を目指そうとしたのか、この国をどのような方向に導こうとしたのか、当時の日本を取り巻く国際情勢はどうであったのかなどにつきまして、聖徳太子という人物像を中心に検証するシンポジウムを予定しているところでございます。出演者につきましては、古代史に造詣の深い梅原猛氏を予定いたしております、その他の出演者につきましては、現在交渉中でございます。

なお、各催しの住民への周知につきましては、広報紙をはじめ各メディアを通じましてその都度展開してまいりる予定で進んでおります。現在のところの計画の内容でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 事業の内容を具体的にお聞かせいただきました。やっぱり斑鳩町は、どうしても法隆寺という世界遺産を抱えている町でございますので、町おこしという言葉は余りこの斑鳩町では使わないんですが、観光対策的に見ても、非常に観光客が減っていると。そういった中で、やはり歴史資産といいますか、そういったものを生

かしながら斑鳩町の観光対策をその事業の中に盛り込んでいくということが非常に私は大切であろうなど。これから、座っている——奈良県は大仏商法とよく言われるんですが、やはり大仏さんも歩かないと風が吹かないわけでございますので、大仏商法にのっつた斑鳩町の商法も、少しやはり風通しのいい、やはり外気を当てて刺激を与えながら活性化をするということが私はいいいんじゃないかなというふうに思っております。

今回、1,600万円の予算を組まれましたよね。この事業に、3つに入れられるわけなんですけど、私、総務委員会ではございませんので詳しいことはわからないんですが、50万円の増額の補正を組まれておりますので、出演者等のギャラとかそういうものがあつたのかなというふうに思っているわけですが、3つの事業の中で斑鳩町という存在を、もう一度世界に向けて日本中発信をして存在価値を見せていただきたいと、こういうふうに思っております。

それから、これに関連しまして、先ほどからちょっと観光のことを申し上げたんですが、観光対策として、ただ法隆寺のお寺の境内でトークショーと申しますか、立松和子さん、法隆寺のお寺に毎年大みそかに来られるそうで、私もそのように聞いております。非常にゆかりの深い方だと思っておりますが、そういった方が来られますと、やはりどのぐらいの人数を想定してそれを事業として進めていこうとされるのかなということで、集客人数と申しますか、予定と申しますか、その辺はわかれば教えてください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在、法隆寺のお寺の境内ということにつきましては、お寺との協議の中でご了解をいただいておりますけども、その場所につきましては、今現在最終的な詰めをしております。その場所によりまして異なっておりますけども、約1,000人前後ではないかと想定いたしております。場所によって異なるということで、あくまで今の段階の話でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 1,000人ぐらい、たくさん来られるほうが私はいいと思うんですが、そういった中で、観光対策を兼ねてと申しますか、JR法隆寺駅から歩いて法隆寺のお寺へ来られる方が、私前もちょっとお話したことがあつたかもわからないんですけども、外国人向けの案内板がないと。私もよく注意して見ないから、ただないと。それが、外国人のご夫婦の方が法隆寺のお寺を訪ねられて、だれかに聞いて真っ直

ぐ行きなさいというふうにおっしゃったのですが、ずんずんずんずんと歩いて来られてまして服部まで来られた。一向歩いてもお寺が見えてこないから、近所の奥さんに、法隆寺ということで教えてくださいと言われた。私は英語がしゃべれなかったから、その方に法隆寺の行き道を説明できなかったので、しょうがないから車に乗ってくださいというて夫婦を車に乗せて法隆寺のお寺まで送っていったと、そういう話をしていたら、隣の若い奥さんも、よく迷ってこられますということで、服部のほうへ来られると全然方角が違ってくるわけでございますので、できましたらそういった誘導板の案内板と申しますか、やはりそれも少しおしゃれな、ちょっとセンスのいい、立てているというだけじゃなくて、わっと言うような魅力ある看板をつくっていただいて、法隆寺へ誘導をしていただいて、その方々があわせて藤ノ木古墳まで歩いていかれるという観光ルートの、先だっつと一般質問でも申し上げたことがあるんですが、斑鳩町からそういう発信をして、斑鳩町の観光対策の起爆剤としての役目も果たしていただきたいなと思っておりますが、この英語版の案内板はどうでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 本町に来られます外国人の方々に対しまして英語の案内板というのがないということでございますけれども、現在新しく設置する案内板、道標、それから説明板などにつきましては、日本語と英語を併記するように努めているところでございます。最近つけたものにはあると思えます。

それとまた皆様方が、今の誘導ではございませんが、快適にそちらのほうへ、法隆寺のほうまで来られますように、適切な場所に案内板等を設置してまいりたいと、こういうふうにご考えております。

まだそれでもなかなか十分ではないということでございまして、一応3次の総合計画の観光振興の中におきましても、観光拠点を整備するというふうにご位置づけられておきまして、関係機関と検討をする中で、案内看板等も整備を促進していきたいと、こういうふうにご考えております。

また、本年度におきましては、観光案内マップということで英語版のものを製作をさせてもらっております。それも提供をさせていただいて、案内板とあわせて、ゆっくりと斑鳩を散策してもらえようようにできるだけ努力したいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 第3次総合計画の中でもするようになっていくというふうにおっしゃるんですが、私は今聞かしていただいた斑鳩の宮1400年の記念事業をする中に当たっては、早速必要ではないかなというふうに申し上げているわけでありまして。観光案内マップの英語版といたしますか、それはJRの法隆寺の駅にも置かしていただくようにされるのでしょうか。それとも、iセンターですか、あそこにやるんですか。時間がないので簡単に答弁願います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） すみません、今現在のところは、iセンターに置く予定をさせていただいております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） できましたら、JRの法隆寺の駅にもそういう案内板とともにマップも置いていただいたほうが、より親切じゃないだろうかというふうに私は思っております。

先ほどから申し上げますように、どんどん道間違っただけで服部まで歩いてこられた方は、いろいろ散策をされるような気もするんですが、私に近所の奥さんとお話なさったのは、どうしてそんなしっかりした案内板をつくらないのということでおしかりを受けたわけなんです。ですから、外国の方が来られて言葉が通じなくても、そうやって車に乗せて法隆寺のお寺へ案内したんだから、それも国際交流の1つだからいいじゃないというふうに私も言ったんですが、それでは物足りない、やっぱりしっかりした行政の看板をなささいということ指摘を受けましたので、あえて質問の中に入れてさせていただきました。

いろいろと質問をさせていただいたわけなんです、誠意ある答弁をいただきましたので、これで私は一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、11番、萬里川議員の一般質問をお受けいたします。11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 番目でございます。

新生児に対する聴覚検査について、現在、新生児や乳幼児に対する聴覚検査をいつどのように実施しているのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

毎年全国で120万人の赤ちゃんが誕生する中で、現在、新生児の1,000人に5人から6人が何らかの聴覚障害を持っていると言われております。特に難聴が原因の場合には、知能や言葉の発達に障害が出ることもあり、早期発見、早期治療が大事でございます。国においては、聴覚検査方法の開発が進み、新生児、難聴の早期発見ができるようになり、新生児聴覚検査に対して補助をすることを明らかにいたしました。斑鳩町として、聴覚検査をいつどのように実施しているのか、お聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 新生児に対します聴覚検査について、いつ、どのように実施しているかというご質問でございますけれども、聴覚は乳幼児の社会性の発達の基礎となっているところでございます。聴覚の異常に気づかずにいれば、発達途上の大きなハンディキャップとなってしまうこととなります。

当町では、生後1歳2カ月の新生児の訪問とか、3歳4カ月乳児健診とか、6カ月、7カ月、12カ月の乳児相談時におきまして、音に対します反応等で聴覚の異常を観察をしているところでございます。また、必要な場合におきましては、保護者にも観察事項を指導をいたしまして、異常の早期発見に努めているところでございます。1歳6カ月とか3歳児健診時におきましても、聴覚障害となります原因、例えて言いますと、先天性・後天性の感音性難聴とか急性中耳炎などの早期発見に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ただいま答弁を受けましたけれども、1歳2カ月は訪問的な形の中で調査をしているということで、正式には日本の形のように、3歳児健診で初めてきちとした難聴検査が行われているようでございまして、その時点に気づいて療育しても、言語能力の発達がおくれ、ろう学校に通うケースが多いとされております。少子化傾向の中に、いかに子育てしやすい環境にするか、健康な子どもを育てていけるように行政がどうバックアップするかが大事になってくると思います。

東北大学の和田教授の話によりますと、耳から音が出てくる、それを耳音響放射と呼

び、生まれたての赤ちゃんからもその音が出てくるそうでございます。出てこなければ異常であると。耳音響放射を測定するには、小型イヤホンとマイクロホンが内蔵されたブローブを新生児の外耳に挿入するだけで判明すると。この耳音響放射は、イギリスのケンブという人が発見し、ノーベル賞候補にもなっているそうでございます。アメリカや欧州では、早くから耳音響放射検査が行われていて、その調査によりますと、3歳児の言葉の習得能力で比較いたしますと、聴覚障害のない子どもは500から1,000語、これに対し聴覚障害児の場合、誕生直後に障害に気づき補聴器などの手だてをすれば380から700語、それが生後6カ月目以降に気づき療育した場合には130から335まで下がり、生後2年目まで発見がおくれると105未満しか習得できないという結果があり、ゼロ歳児から療育すれば、ろう学校に通う子どもの3割から5割は普通学校に通えるとしています。

これまで、難聴児の早期発見は難しいとされてきましたが、検査方法が開発されたことにより、日本では新生児難聴検査の早期実施を求める機運が高まっています。幸い、県立三室病院が近くにあります。本来、すべての医療機関に設置することが望ましいと思いますが、検査機器の設備や検査に従事する人材の確保が必要なことから、とりあえずこの近くに1カ所、新生児聴覚検査の実施に向け斑鳩町より発信していただき、子育て支援をお願いしたいと思いますが、前向きなお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 聴覚機能の測定機の導入につきまして、斑鳩町の近隣にあります県立の三室病院の設置について、町としても取り組んでほしいというご要望でございます。我々といたしましても、議員のご指摘のように、町村会を通じまして県のほうへ早期にそういう形で設置をしていただけるような形でご要望も申し上げていきたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

2番目でございます。出産費の貸付制度の考え方についてお聞きしたいと思います。

出産の貸付制度は、公明党の主張を受けて実現したものでございますが、出産に要する費用24万円を限度に無利子で貸し付ける制度です。主に中小企業のサラリーマンが

加入する政府管掌健康保険、船員保険は、2001年7月実施に向けて準備を進めているようでございます。また、主に大企業のサラリーマンが加入する組合管掌健康保険と、主にサラリーマン以外の地域住民が加入する国民健康保険では、既に一部の組合や市町村で2001年4月からスタートしております。

厚生労働省は、昨年12月、各都道府県に対し、各都道府県下の市町村が2001年4月1日からの出産費貸付制度スタートに積極的に取り組むよう要請しています。そのため、出産を控え、この貸付制度を利用するため、窓口にお問い合わせに来られた方があったと思いますが、斑鳩町では貸付制度がスタートしていなかったため、私にすぐ相談の電話があり、一日も早く出産費貸付制度のスタートをしてほしいとの依頼を受け、担当課に要請したところであります。

その後、貸付制度ではなく、出産証明書があれば即30万円の出産育児一時金を健康福祉課でお支払いするとの考え方を示していただき、5月初旬に出産を終えられた方は、この制度を利用されたところであります。前向きに検討をされ、一歩前進したことに感謝いたします。

しかし、妊婦から出産まで医療機関に一時的な支払いが必要になる場合はないのか、今後出産費貸付制度の考えはないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、医療機関で一時的な支払いが必要となる場合はないのかということでございますけれども、定期健診時の支払いとか血液検査の支払い等がございます。この血液検査の関係につきましては、通常2回ほどの血液検査をされるのではないかと、このように思っておりますが、そのうちの1回分につきましては、町といたしましても補助をさせていただいております。

それと、出産費の貸付制度につきましては、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要します費用、支払うための資金を貸し出すことによりまして、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とするということで、我々としても承知をしているところでございます。あくまでもこの制度は、実施の要請を協力するという位置づけになっております。質問者もご承知をいただいているところでございますけれども。

それとまた、出産育児一時金につきましては、正常分娩につきましては、疾病と見なされませず、現物給付としての療養の給付を行われないので、出産時に任意給付として出産育児一時金を支給するものでございます。出産までに異常分娩のおそれがありまし

て、処置、手当等を必要として病院へ入院をして治療を受けるとなれば、保険診療の対象として取り扱われますので、現物給付としての療養の給付が行われるということから、本町におきましては、今のところこの制度の創設は考えておらないところでございます。

しかしながら、出産費用が若い世代に負担となっていることから、それにかわります代替措置といたしまして、先ほど質問者も申されましたように、支給事務の敏速化ということで、本年4月から出産して出産育児一時金がすぐに必要な方に対しましては、申請の日に即日お支払いをできるよう資金前渡によりまして対応をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。出産後退院の日までに申請に来ていただければ、即日にお支払いをさしていただいて、退院の日までに間に合うような形でさしていただいているということでございます。

また、支給を急がれない方に対しましても、以前からも一時金の支給が遅いというご指摘もいただいております。これらに対しましても、申請をしていただいた日から、基本として金融機関の5営業日後までには口座に振り込むような形で対応をさしていただいているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ただいま部長のご答弁の中で、血液検査が2回ほどされると、町の補助があるということをお聞きしたわけです。このことは、分娩される、出産される妊婦さんにかかわってきちっとこの補助制度があるということをお知らせになっているのか、これはどういう形に伝わるのかということをお聞きしたいと思っております。

私も、このかかわりの方で、先日どれぐらい出産までの費用がかかったのかということで聞かせていただく機会がありまして行ってまいりました。ちょうど出産されて1カ月がたちまして、その1カ月健診に4,500円要っているわけですが、9月16日6,000円からずっと5月2日の5,240円の間で合計7万8,000円かかっております。お薬代としても、4,000～5,000円かかっているわけですね。先ほど2回とおっしゃいましたが、この方におきましては3回検査をされております。9,000円以上ありますね。12月5日9,000円、そして2月20日9,400円、そして4月11日に9,500円かかっております。

私自身が、この貸付制度という対象はどのような形なのかということになりましたら、

貸付制度がもしこれができておりますと、出産予定日までの1カ月以内の被保険者等にそれが対象になると。そして、妊娠4カ月以上の者で、医療機関に一時的な支払いが必要になった被保険者等にこの貸付制度が対象になるということが、ここで制度について載っているわけですが、じゃ私自身が、今言われた出産一時金を、証明があれば現物支給という形の中ですぐお金30万円を支払っていただいているわけですが、ある町の産婦人科のほうに問い合わせをいたしました。私自身がわかりませんので。

妊娠から出産まで医療機関に一時的な支払いが必要になる場合はどんなときなんですかということをお聞きいたしましたら、やはり先ほどちょっと触れていただきましたような、血液検査をしなくてはならない9,000円以上かかるようなものですね。要するに、細菌の検査とか肝機能の検査に必要な血液検査とか、妊婦さんが、ある意味では健康診断ではあると思うんですが、異常がないかどうかということ定期的に行わなければならない診察に対しても、産婦人科の事務担当の人たちは、そういう一時的な支払いというのはそれに値するのではないのでしょうかということの答えを聞いておるわけですが。

このことに関して、じゃ貸付制度は、やはり若い世代のご夫婦にとって、この出産費の一時金のみならず、その以前にそういう制度があつて、これを貸し付けることが、お借りすることができたら大変喜ばしいところがございますし、便利になるのではないかなというふうに思っておるわけですが。地元の産婦人科でも、この分娩費にかかわりまして、一括払いの方が多いんですかということをお聞きいたしましたら、やはりここ最近では2~3人の方ですけれども、分割払いで分娩費をお支払いになっている方がありますと、そしてそれがある意味では納め終わっていただいておりますので、問題はないですということも聞いております。

そういった中で、分娩費までも分割で支払わなくてはならない方が、こういう一定の検査を受けなくてはならない人があるとするならば、こういう経済的な理由の中で、検査さえも受けてらっしゃらない、我慢して飛び飛びになっていらっしゃる方があってはないかなというふうに私は危惧するわけですが。

ただ、私がお聞きさしていただいた人にとつたら、やはり出産前の1カ月間というのは、1週間置きにこの検査をしなくてはならない。それが4,000~5,000円かかるわけですが、そしたらそういう経済的な理由で飛ばしたという機会はないで

すかということをお聞きしましたら、それはやっぱり子どもが正常に生まれてくるかどうか心配で、母親のもとでお金を借りてまでもそれを受けたということを知っているわけですね。

だから、私自身は、この制度というのは、4カ月以上の者が医療機関に一時的な支払いが必要になったということに関しては、やはり産婦人科の事務系の人がそういうふうにお答えしているようなかわりで設置していただければ利用できるのではないかなど私自身は思うわけですが、もう一度お聞きしたいと思うんですが、出産費の貸付制度が導入ができなかった問題点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、最初の補助制度の関係で周知のご質問でございますけれども、母子手帳を交付をさせていただきます際に、本人さんに妊婦健康診断という形で、一応こういう補助制度があって申請をしてくださいと、そうすれば補助が出ますよということで周知を個々にさしていただいているということでございます。

それと、貸付制度の導入ができないかということで、その問題点を聞かしていただきたいというご質問でございますけれども、先ほどもご説明を申し上げましたように、出産までに処置とか手当が必要となっても、保険診療の対象となりますことから、多額の費用が必要ではないということでございます。正常分娩につきましては、療養の給付の対象とならないということでございますので、出産時に多額の費用が要ることから、出産一時金がすぐに必要な方に対しましては、申請の日に即日お支払いできるような形で資金前渡という体制をとらしていただきまして対応をさしていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

質問者が申されてますように、一時金の関係で、貸付制度の考え方の中で、貸付制度として出産予定日まで1カ月以内の者とか、それと妊娠4カ月以上の者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者ということで、この点で質問者のほうも一時的に支払いが生じるのではないかということでご質問いただいておりますけれども、この点につきましては、我々としては一時的な支払いというのは、そういうことで、異常の分娩が生じたというようなことで起こってくる一時的な支払いというような形の解釈をいたしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 出産の育児の一時金として、1児に対しまして30万円が

支払われております。この中で、妊娠4カ月以上の分娩で死産とか早産、また流産、人工的な流産も含まれる中でもこの30万円が支払われるわけですね。貸付制度というのは、30万円が本人に出産したときにもらえますけれども、その中で8割を上限として24万円まで借りれる制度なんですよね。それを一たん借りられても、後の出産したときにその30万円から24万円を引かれた6万円だけが返ることのできる制度ですので、あえてこの方がどういう、出産のための費用として使うことであるならば、私はこの制度を生かしていただきたいなというふうに私自身は思っています。あくまでもこの制度は、少子化対策、子育て支援の制度でございますので、今後さらに研究をしていただきまして、子育てしやすい環境づくりをお願いしたいと思ひまして次に移りたいというふうに思ひます。

3番目でございます。母子福祉制度の充実に加え、当町として父子家庭への福祉支援はどのように考えておられるのかをお聞きしたいと思ひます。

21世紀を豊かで活力ある社会を築くためにも、女性の持つ能力を發揮する必要があります。しかし、一方では、景気低迷の中、男性の完全失業者がふえています。前年同月比で7万人増の213万人で、3カ月ぶりに増加したのに対し、女性は同4万人減の135万人と6カ月ぶりに減少いたしました。あえてこのことに触れさせていただいたのは、不景気で企業倒産やリストラでなれた職場を離れなくてはならない男性がふえていることでもあります。加えて、死別、生別にかかわらず、低収入で幼い子どもを抱えて頑張っている父親もふえています。しかし、残念なことに、母子家庭には福祉制度があっても、父子家庭にはほとんどと言っていいほどその制度はありません。賃金格差の縮小、働く環境の公平化により、父子家庭への福祉支援はおくれていると思ひます。これは、国がやるべき制度であると理解いたしますが、何ごとも地方自治が進んで行くことにより、国の制度が後からついてくる場合もあります。男性の方は、表立ってはおっしゃいませんが、私のような一議員には切実に訴えられ、強く要望されております。

改めて伺ひいたします。父子家庭にはなくて母子家庭にある福祉制度を簡単に述べてください。そして、町が独自で支援できる施策があれば、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 母子家庭と父子家庭の関係でございますけれども、母子福祉制度の充実に加えまして、父子家庭への支援がないというのは、制度的にも確立さ

れてないというのが1つございます。ただ、このような中で、父子家庭への支援も、このような社会変動の中では考えていかなければならないのではないかと、このようには思っているところではございます。父子家庭が就労や児童の教育に関しまして、安心して暮らせるよう各種相談に応じ支援を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

当町といたしまして、この中で、父子家庭の主な施策として取り組んでおりますものにつきましては、少々長くなるとは思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、子育てと就労の両立支援、相談援助等につきましては、母子家庭ともども共通するニーズとしてとらえながら、保育所におきましては、一時的保育とか延長保育、そしてまた夜8時までの長時間保育、障害児保育等多様な保育ニーズへの対応に取り組んで、家庭支援講座の開催とか子育て相談等によりまして育児支援に努めているところでございます。

また、学童保育につきましても、保護者の要望等にお答えをいたしまして、開室時間の延長のほか、第2、第4土曜日の午前中を開室することとして充実に努めているところでございます。

また、子育ての支援短期利用事業といたしまして、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、斑鳩園等児童福祉施設で一定期間療育保護するショートステイ事業、トワイライト事業にも取り組んでおります。こういうのを、母子福祉と共有いたしまして子育て支援事業として取り組んでいるところでございます。

また、小学校に入学する児童への新入学児童激励品の支給とか、病気などで保護者を亡くされた義務教育終了前の児童への病没家庭等児童激励金の支給は、県の事業としても行われているところでございます。

また、新入学児童激励品につきましては、今年度の対象父子家庭は2世帯、母子家庭は9世帯でございました。病没家庭等激励金は、11年度に母子家庭2世帯と父子家庭1世帯の支給を行ったところでございます。

交通遺児等援護会からは、交通事故や自然災害で保護者の方を亡くされた18歳未満の児童への激励金の支給が行われており、昨年度両親のおられない家庭1世帯に支給をさせていただきました。これらにつきましては、激励事業として母子福祉で共有で事業に取り組んでいるところでございます。

続きまして、遺児福祉年金という事業に取り組んでおります。昨年、遺児福祉年金に

つきましては、支給をいたしまして現在認定をしております21世帯のうち、父子家庭の5世帯がございます。この方々に遺児福祉年金条例の支給範囲のとりまえ方等につきまして、いろいろ以前からも他の委員さんからもご質問、ご指摘をいただいております、それぞれのその対象範囲のとりまえ方等今現在検討をさせていただいておりますということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、1日里親会として、母子福祉共有で実施をさせていただいております。両親または片親のおられない小中学生を励まして夏休みの楽しい思い出とするということの交流会を図るために、各地に赴きまして日帰りでも毎年実施をさせていただいているところでございます。

母子家庭寡婦及び父子家庭の介護人の派遣事業という事業にも取り組んでおります。一時的に介護を必要とする世帯、父子家庭となって間もない世帯に対しまして、介護人を派遣いたしまして、乳児の保育とか食事のお世話、住居の掃除等その他必要なお世話を、これは県の事業として今現在取り組んでいるところでございます。

そのほかに、相談事業としていろいろ各種の問題等相談に、児童相談所や福祉事務所で電話相談とかを受けているということで相談事業も実施をさせていただいたということでございます。

以上でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 私も厚生常任委員会に長くおりましたので、本当に斑鳩町に対しても、福祉に力を入れてくださっているというふうには理解はいたします。町単独ではできない部分が多いということを知りながら、やはりこういう環境、不景気の中でのこういう父子家庭の環境を知っていただきたい、そして町から発信していただきたいということをあえて訴えたかったわけでございます。

今、斑鳩園の話がございました。1人、町外の方の例を挙げさせていただきますと、銀行にお勤めでいらっしゃった方で、お仕事の都合でやむなくやめなくちゃならないということがございました。奥様も死別でございまして、3人の子どもさんを斑鳩園に預けながら一生懸命次の仕事をお探しになりました。しかし、今、本当に不景気の中で、仕事につくところがなくて、今、介護福祉の勉強をされて、そういう福祉関係の仕事に携わっておられるわけですが、低収入ということの中でやはり経済的な援助が、これは全体的なことですけど、援助が欲しいという声を本当に切実に聞くわけですね。だから、

やはり斑鳩町からも、国や県に働きかけていただきながら、福祉の手を大きく差し延べていただきたいことをお願いいたしまして次に移りたいというふうに思います。

4番目でございます。

少子化傾向の中、子育て世帯を支援するため乳幼児医療費の無料化の拡大が進んでいます。小さな子どもは病気にかかることが多く、医療費にかかる負担が家計に占める割合も大きい。私が議員として議会に上がってきたときは、満1歳までしか医療費無料がありませんでした。主人がサラリーマンで転勤が多く、こちらに来るまでは福岡に住んでいましたが、乳幼児医療費が満3歳まで無料であったことから、医療費の拡大を訴え、現在では満3歳まで医療費無料になっているところでございます。

しかし、その後、各都道府県や市町村でかなり助成制度は進んでいます。今年度中に助成対象年齢の引き上げが行われるのは、全国で15都道府県に上ります。特に就学前、小学校の入学前までに引き上げるところは、福島、福井、高知は4月から、山形は7月から、埼玉は来年1月からです。また、大都市東京都でも4歳から就学前まで引き上げられ、10月よりスタートいたします。栃木県では、来年度までには5歳未満児まで対象者が拡大された後、遅くとも2006年までには6歳未満までの対象年齢が引き上げられる予定になっております。これに合わせて、1カ月1,000円の自己負担制度も撤廃し、所得制限なしで完全無料化を実現する計画であります。

このことから、県でも力を入れるように私自身申し入れているところでございますが、あわせて市町村レベルの岐阜県岐南町では、「子育てにやさしい社会を目指して」と、乳幼児医療費助成の対象を入・通院ともに、これまでの3歳未満児から未就学児にまで拡充されます。岐南町の助成制度は、歯科検診を含み所得制限はありません。同町は、制度の改正に伴い、1,018人の対象者増を見込んで、約7,600万円の予算を計上しております。

このように、未就学児まで対象を拡大されたところも多く、大変喜ばれていますが、当町においても、先進地と比較され、未就学児までの拡大を待ち望んでおられます。少子化対策、子育て支援のため、ぜひ未就学児までの拡大に取り組んでもらいたと思います。その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も申されてますように、斑鳩町、当町といたしましては、4歳未満児までを対象に、所得制限を撤廃いたしまして、乳幼児医療に当たっ

ているところでございます。

この乳幼児医療につきましては、3歳未満を対象として県の事業として実施をされているところではございますけれども、県下の市町村で3歳未満を対象として乳幼児医療費助成事業を実施しているところではございますけれども、それは、県費事業対象分には所得制限が設けられております。先ほども申しましたように、当町ではそれを撤廃をさせてもらって、4歳未満まで対象の枠を拡大させていただきました。その中で、一部の市町村では、その所得制限をまだ適用しながら実施しているところも見受けられます。

このような状況の中で、対象年齢を拡大しているのは、斑鳩町を含めまして奈良県下では8市町村、質問者もご承知をいただいていると思いますけれども、そういう形で対象枠を拡大をされております。ただし、その中でも、その助成範囲につきましては、入院のみとか、また歯科のみ等というように限定をされて実施をされている状況でもございます。斑鳩町では、4歳未満児までは、すべてそういう診療科目にとらわれずに対象として実施をさせていただいております。

今後につきましては、現在町単独事業として実施をいたしております3歳児の医療費助成につきまして、県費補助の対象となるように県に要望をしていきたいと、このように考えていますとともに、今質問者が申されてますように、就学前児童の医療費助成事業の確立もあわせて要望をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

ただ、町でそういう形で実施できないかということではございますけれども、もう少しお時間をいただきまして、当町でそういう形で就学前児童を対象に拡大できるかどうかというのを調査検討をさせていただき時間いただければと、このように思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 奈良県では、8市町村しかそういう拡大の制度はしていないということではございますが、やはり目は大きく日本全体を見ていただきながら、しっかりと取り組んで研究をしていただきたいと思いますというふうに思います。

参考のために、斑鳩町において、この制度を、6歳児未満児まで——就学児までですね、それを改正した場合、何人が対象者増になって、幾ら予算が必要なのか、おわかりになりましたら教えといていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、実施をしております3歳児の実績を検討させていただく中でお答えをさせていただきたいと思っております。

3歳児までの分でございますと、約7割の方がこの制度をご利用をされているような状況になっております。それで、あともし就学前までを対象枠を拡大をさせていただくということになれば、4歳、5歳、6歳で約800名の対象の人数になろうかと、このように予想をしております。その約7割ほどということになりますと、約500人から600人の方がご利用になられるということをご想定いたしますと、これと費用とそれから回数等も関係してこようかとは思いますが、一応過去の3歳児の方々の実績等を考えまして推計をさせていただきますと、約年間2,000万円ほどの経費が必要になろうか、このように予想を立てております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） それでは、先ほど申し述べました岐阜県の岐南町では、1,018人の対象増の中で7,600件の予算を計上しながら取り組もうとしておられるわけですね。だから、これからしたら、取り組みやすいという状況になると思いますので、私自身もう一度9月度にも一般質問をしていきたいというふうに思いますので、その間研究をしていただきながらお願いしたいと思います。これからも、少子・高齢化にますます進んでいくわけですので、高齢者を支えていけるためにも、この子育て、子どもを産み育てやすい環境に努力していただきたいということをお願いいたします。この分に関しては終わりたいというふうに思います。

5番目の、インフルエンザは通常の風邪とは異なりまして、高熱、全身症状があらわれ、せき、鼻水等の呼吸器症状があらわれます。特に高齢者が罹患した場合には、肺炎等の合併症を引き起こす確率が高く、死亡に至ることもございます。

このことから、当町として、2年前から70歳以上の希望者に公費でインフルエンザの予防接種が実施されているところでございます。国の予防接種法の一部を改正する法律案には、高齢者を対象としてインフルエンザの予防接種を促進するため、予防接種法の対象疾病にインフルエンザを2類疾病と位置づけ追加する予定でございます。施行期日は、2001年10月1日からで、高齢者を対象と聞いておりますが、この制度が予定どおり実施されるようになりましたら、町で予算化されておりますインフルエンザ予防接種費の財源の使い道はどのように考えておられるのか、お聞きいたしたいと思っております。例えば、65歳からにするのか、また高校、大学と受験を控えている子どもを持つ

親にとっては、風邪を引かないようにと神経をとがらせているものでございますので、そういった希望する子どもたちにもインフルエンザ予防接種が公費で受けられるようになるのか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も申されておりますように、国では高齢者のインフルエンザを予防接種の対象疾患に加える予防接種法の一部改正案の要綱が閣議決定をされておりますことや、またこれを受けましてこの6月の国会に法改正案が提出をされる見通しであるということも聞いているところでございます。

改正をしようとしてございます法案の内容ではございますけれども、質問者も申されましたように、高齢者のインフルエンザ予防接種を促進させるため、予防接種の対象疾患にインフルエンザを追加いたしまして、予防接種を努力義務と規定をいたしまして、予防に重点を置いた改正案になっているということも聞いているところでございます。この法案が成立をいたしますと、本年の10月1日から施行をされるということになるということも聞いているところでございます。

また、地方負担分につきましては、地方交付税措置がされる見込みでございますけれども、その地方負担分の全額が交付税措置されるのかどうかということの詳細につきましてはまだ未確定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、平成11年度から町では、70歳以上の高齢者の方で希望される方々に無料でインフルエンザの予防接種を実施をしているところでございますけれども、この法案が通りまして成立をなるとなると10月1日から施行をされるということになれば、70歳以上という年齢を65歳以上に引き下げ、対象者の枠も拡大をしてみたいとは考えているところではございますけれども、担当常任委員会にもまだご相談を申し上げておりませんことから、実施に際しましては、担当常任委員会にご相談を申し上げる中で取り組んでみたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 国のほうでは、高齢者の対象という形で聞いておりまして、例えば国のほうが65歳ということになりましたら、ほとんど国の公費でいけるわけですが、今言ったような後段の分ですね、高校、大学と受験を控えている子どもを持つ親にとっては、本当に風邪を引いてもらったら受験に差し支えるということですね。本

当に心配されます。そういった中で、町が公費で70歳以上の高齢者のインフルエンザの予防接種の財源を、このような希望者に対して使えないかどうかだけもう一回確認をしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほども申しあげましたように、地方負担がどれだけ地方交付税として配分がされるかということまで、まだ詳細についての運用面等の関係につきまして、我々としては把握はできておりませんし、国のほうからもどのような配分方法にするということも通知がなされておらない状況の中で、どれだけの地方負担分が軽減されるかによってそういう取り組みができるかということの判断をしていかなければならないということになるかと思っておりますので、その点ではご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） それでは、国の動向を見てしっかりとまた取り組んでいただきたいことをお願いをいたしまして、最後の質問に移りたいというふうに思います。

6番目でございます。

ごみ有料化に伴いごみ減量が進んでいるのか、ごみ処理の実態、不法投棄の実態をお聞かせください。また、アルミ缶やペットボトルなど有資源とされている処理方法とリサイクル度をお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、アルミ缶とかペットボトルなどの有資源とされている処理方法とリサイクルの関係でございますけれども、ペットボトルの回収につきましては、12年度では年間約30トンほどございまして、月平均では約2.5トンになっております。特に飲料用の容器のペットボトルということでございまして、夏場はかなり回収量がふえてまいってくるという状況にもなっております。

この回収をいたしましたペットボトルにつきましては、衛生処理場に設置をいたしておりますペットボトルを小さくする機械で、そこで減容を行いまして、日本容器包装リサイクル協会に委託をさしてもらいまして引き取っていただいて、再商品化を行っているところでございます。その再商品化の大半が化学繊維ということで、衣類等に加工をされて市販もされておりますということでございます。

斑鳩町として、この衣類等で再商品化されましたものにつきまして、衛生処理場の職

員の作業服にも購入をさしていただいて、それらの利用もさしていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） すみません、不法投棄の実態とかは言っていただきましたか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 不法投棄の実態でございますけれども、4月1日から家電リサイクル法、粗大ごみの有料化によりまして、4月、5月の2カ月間毎日環境パトロールを実施をしてきたところでございます。その結果といたしまして、4月で9件、5月で3件の不法投棄がございました。

その内容といたしましては、全部で22品目あったわけでございますけれども、そのうち8品目が有料化の対象物でありました。処理困難物といたしましても9件ありまして、また可燃、缶、瓶、ビニール類が混合した生活ごみも投棄されているケースもあったところでございます。

特に家電リサイクル法の施行によりまして家電製品の不法投棄がふえてくるのではないかという懸念をいたしておったところですが、予想に反しましてその量は少なくなっておりまして、昨年10月からの不法投棄の取り組みが浸透しているのではないかと、このように判断をしております。この不法投棄の関係に関しましても、今後もパトロールの強化をいたしまして監視に努めていきたい、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 家電製品の部分に関しては少なくということでご報告されておりますが、やはりこれがたくさん処理をしなくてはならないということになりますと、行政の負担になるというふうに思いますので、いろんなパトロールを常にやっただけでいることも承知しておりますので、これからは気をつけていただきたいというふうに思います。

月1回から2回へとビニールの収集が行われるようになりましたけれども、私が見る中では、ビニールの量がふえていると思います。処理場で働く方の話でも、ビニールの袋の中に、若干ですが可燃ごみが含まれているというふうにも聞いております。その実態と、今後の対策をお聞かせ願いたいと思いますが、ビニールの量も何トンぐら

いふえているのかということもあわせて聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ビニールの関係の量の増減の関係で、平成11年と12年度を比較いたしましてお答えをさせていただきます。

平成11年度では、445.53トンの量でございます。平成12年度では、545.05トン、差し引き99.52トンの前年度より増になっている状況になっております。

また、このビニールごみの中に、可燃物等の搬出物も含まれているのではないかとこのようにご質問をいただいておりますけれども、今後これらにつきまして、排出者の意識改革というのは当然一番重要なものになってこようと、このように考えております。そして、このビニールごみの分別について——ビニールごみの分別だけではないに、そういうごみの搬出についての住民の方への意識の啓発をより以上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ごみが有料化になった中で、ビニールの無料の回収の中で、それも色が黒いのやらブルーとかいろいろ、見にくい何を入れてもわからないような状態の袋の中で処理ができるということで、これは他の議員さんも指摘されていたと思うんですけれども、やはり回数がふえると——月1回であれば、何かと家に置きたくないということで、各スーパーとか、それを洗って持っていく人、今でもそれは努力をされてます。きのうの一般質問のことでもそれを言われておりました。

だけど、私はこれを有料にせいというつもりは全然ございませんが、そういった中で、本当に今言われたような、出される方のいろんなかわりが必要だというふうにも思いますけれども、やはりこのことが、若干の可燃ごみが入れているというのは、これは本当に配送されている職員の方の声でもございましたので、これからもやはり啓発をしていただきながら、よろしくお願いをしたいと思います。

もう1つ、私の自治会においても、ペットボトルのモデル地区として今まで協力をしてまいりました。自治会に2つしか設置しておりませんでした。折り畳み式の回収箱を早くから出して、ペットボトルのラベルがついているものはカッターで切り取り協力してまいりました。やっとなれたときに、このような回収方法を廃止し、ビニール袋を配布されました。確かに役員は朝早くから設置しなくてはならないので、それがしなく

てもよいということで楽になったわけですが、しかしビニール袋が一定の大きさのため、ペットボトルの利用が少ない家族や少人数の家庭では、ペットボトルが出せない状況にあります。月2回の回収日があるにもかかわらず、出せずに家に保管する状況にあります。モデル地区として行っていた形をとっていたら、1本のペットボトルでも出せたはずです。定着したモデル地区での回収方法をなくしたのはなぜなのか。有資源とはいえ、町から渡されている袋にはお金がかかっています。モデル地区の回収方法をとっていたら、袋は要らないはずです。昨日の質問者のように、このような協力されている自治会にこそ、可燃ごみの袋に変えるとか、可燃ごみ袋を安くするとかの方法がとれたのではないかと。また、現在の方法をとるとするならば、袋の大きさ等は考えられないのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、袋の大きさ等の関係でございますけれども、以前にも他の議員さんにもお答えさしていただく中で、こういう有料化の中で住民の方々にご協力をいただいております。その中で、環境問題学習会等を開催する中で、いろいろ住民の方の意見もお聞きをしていくこととしておりますので、その中で住民の方にご意見を賜る中で、そういうことも、ごみ袋のサイズの関係等も検討をさせていただきたいとは思っております。以前にも一般質問で言われておりますように、大きいごみばかりで、少家族のところではそういうごみがたまらないような状況にもあるということで、袋のサイズ等も検討をさせていただいた経緯もございますので、これらにつきましても再度検討をさせていただけたらなと、このようには思っております。

あと、拠点回収の関係でございますけれども、いろいろモデル的に実施をしていただいた経緯がございます。このモデル地区としても、ボックスで回収するかそれとも袋で回収するかということで、それぞれの地域を設定をさせていただきましてご協力をお願いをいたしました。それは質問者のほうにも、当時自治会の役をしていただいておりますので、いろいろご経験をしていただいたとは思いますが、ボックス回収では12自治会、そして指定袋の回収では、8自治会に対しまして約1年間ご協力をお願いをしてまいりました。対象世帯としては、約1,600世帯ぐらいを対象として実施をさせていただいたのでございます。

その結果、ボックスによります回収と指定袋によります回収の方法では、回収量としてはそう差はなかったわけですが、ただその回収された中で資源化にできる率が

どうであるかということを見てもみますと、ボックスで回収をいたしますと、70から95%でした。袋回収で実施をさしていただいた場合には、90から95%の資源化にできる率となったのでございます。

このようなことから、町といたしましては、ボックスの回収ではなしに、指定袋の回収でさせていただくということで進めさせていただき、今までご協力をいただいておりますモデル地区の自治会の方々にも、一応そういう形で、ボックス回収をやめまして指定袋による回収ということでご理解をいただいていたという経緯もございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） そしたら、何のためのモデル地区だったのかというふうに思います。ただ、水できれいにペットボトルを洗ってラベルをはがしていただいて、きちっとしたやり方だけをされたのかなというふうに思うんですけども、やはりごみ問題がごみゼロに向けてのかかわりを強く言ってらっしゃる中で、ごみ袋ももったいないじゃないかと、有資源のごみを入れる袋が、お金もかかっているももったいないやないかという声がやはり多く聞こえるわけでございます。

5月30日はごみゼロということで、年に1回そういうふうに意識を高めようというのがあるわけですが、5月21日の参議院の予算委員会でも、小泉総理は、「植物も動物もごみは一切出さない、人間こそが異星人と思われる」と語ったというふうに社説の欄にも書かれておるわけですが、その人間も生態系の一員であり、自然との共生を大切にすることにあるということで、ごみゼロを目指して循環型社会にしていくんだという総理も訴えていらっしゃるわけですけども、行政としてもこのことに力を入れていただきながら、もう一步今有料化に向けて、この形が本当に定着になっております。きのうの質問のように、もっと可燃物も安くしながら、違ったごみ袋とかペットボトルとか、そんなものも安くしながらも有料にすべきではないかという意見が出ています。これはそれぞれの意見でございまして、やはりごみを減らすという意識はみんな同じでございまして、やはり行政もきちっともう一度、有料化に伴ってこれでいいのではなくて、それをやはり、コストのことも踏まえてもう一度見直しながらかごみ減量に、循環型社会に向けて力を入れていただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、11番、萬里川議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(小野隆雄君) 再開いたします。

続いて、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番(山本直子君) それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を通告に基づきまして行わせていただきます。

初めに、今回の私の一般質問にかかわりましては、すべて角度は違いますが子どもたちにかかわることをテーマといたしております。

最近特にメディア等で、いじめや子どもへの虐待などが報じられているところであります。子どもたちは、いじめを苦にみずから命を絶ったり、あるいは大人からの暴力——虐待ではありますが——に苦しんでいます。子どもたちは、もう待てないというのが今の現状だというふうに認識をいたしております。

また、国連の子どもの権利条約が批准をされて7年を経過をいたしました。子どもたちが1人の人間として尊重をされ、命と成長発達の権利が守られ、遊んだり休んだり、学ぶ権利を持ち、差別されずに、虐待されずに、また非行から救い出され、社会の重要な構成員として自由と名誉を保障される、そんな存在として子どもたちが認識されなければならないというふうに思っています。以前にも、こういった子どもの権利条約に基づきまして、子どもの人権基本条例の制定が、名称はともかくといたしまして、必要な時代になってきたのではないかというようなことは、私はこの議会においても提案をさせていただいたところでございます。子どもの権利が守られ、そして子どもの権利が守られるだけでなく実現をされ、そういう視点に立って私たちの地域の力が育まれる、そんな時代になってきているのだというふうに思っています。

また、ごく最近であります、それぞれの自治体の中に子ども課なるものが設置をされている傾向もあります。縦型の縦割行政ではなくて、子どもたちの視点に立って子どもが社会の重要な構成員であり、子どもの人権がきちんと保障されるために、役所の中へ子ども課が設置をされている傾向も見受けられています。子どもたちの支援——エンパワーメントを図る自治体がふえている大変喜ばしい傾向でないかなと、こんなふうに思っています。

そのようなことを踏まえながら、現在子どもたちが生きにくい状況が深刻になってい

ることを踏まえながら、子どもの育つ環境を変えていけるのは、私たち大人であり、またそれが私たち大人の責任であるということを踏まえながら、今回の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、学童保育室の運営についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

予算の配分と内容というふうには書かせていただいておりますが、端的に申し上げますと、学童保育の運営にかかわりまして、子どもたちの要求や要望、あるいは保護者会の意向等が十分に反映をされているものとなっているのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

また、それとあわせまして、現在条例上は保育料の額というのは、月額4,000円だというふうに認識をいたしておりますが、学童保育室に入室をするという場合は、それ以外にどのような費用が、負担が課せられることになるのか、あわせてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 近年の少子化の進行とか夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育ての機能の低下などによりまして、児童を取り巻く環境は大きく変化をしているところでございます。また、児童をめぐる問題の複雑化、多様化に適切に対応しなければならないことは言うまでもないところでございます。特に子育てと仕事の両立の難しさが問題となっております。学童保育受け入れ児童も年々増加をしているところでございます。また、その充実を求める声も非常に高いものもあるところでございます。

質問者もご承知をいただいておりますように、当町にはそれぞれの小学校区に学童保育室を設置をいたしております。平成13年の6月1日現在の学童保育への受け入れ児童数といたしまして、斑鳩学童保育室には73名、そして斑鳩東学童保育室には63名、斑鳩西学童保育室には29名の合計で165名の子どもさんたちの受け入れをさせていただいております。

平成13年度の学童保育室の運営の経費といたしまして、ご承知いただいておりますように、1,311万4,000円の予算の計上を行っているところでございます。平成12年度予算と比較をいたしますと、175万円の増となっているところでございます。

その増の主な要因といたしましては、保護者からいただいております要望の強かった

第2、第4土曜日の午前中からの開室、そして開室時間を午後6時30分までに延長をさせていただいたこと、それに伴いまして指導員を1名増をさせていただきまして、賃金が増となっております。また、光熱水費の増、そして西学童保育室のエアコンの取り替え工事等が、ご要望をいただく中で本年度増となった主な要因でございます。

学童保育室につきましては、次年度の児童の受け入れ見込み人数、そして現年度実績をもとに指導員の配置、人数等を決め、予算を組んでいるところでございますけれども、保護者会からご要望のあった事柄につきましては、十分検討調査をさせていただきまして、可能なものにつきましては、毎年予算に反映をいたしているところでございます。今後も引き続き学童保育室の充実には努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それと、保育料以外に何が経費として必要になってくるかということでご質問でございますけれども、保育料以外で私たちが把握しておりますのは、子どもさんにかかりますおやつ代として1カ月1,600円を徴収をさせていただいて、そしてあと保護者会の会費を保護者会で徴収をされてますんで、それが年間2,600円、1年を通してということになれば年間2,600円を徴収されていると、このように聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、部長のほうからご答弁をいただきました。重ねてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、それぞれの学童保育室で必要とされているのだろうというふうに思いますが、例えばテレビや掃除機等のいわゆるそういう消耗品といいますのか備品といいますのか、そういったものについては、具体的にはどういう形での扱いになっているのか、尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 開設時並びに補充等で町の予算で購入をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思うんですけども、保護者会からその会費等の徴収をされております保護者会費の中で、そういうことでいろいろな学童保育室への、寄附といったらおかしいですけども、そういうことで備品として購入されて備えつけをしていただいているということもあるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） その点については、私はせめてテレビぐらいは、今の時代ですから、子どもたちの放課後の時間の中で必要なものだろうというふうに思うわけですが、保護者会費の中でそれが出されるというのは、いろんな経緯があったのだろうというふうには理解をするところなんです。今後そういう扱いをされていくのかどうか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然町のほうで負担をさせていただきまして、備品として整理をさせていただくのは当然のことでございます。ただ、その保護者会の方々からそういう形で、この会員の保護者会の運営としてもしご寄附のご提供があれば、意思表示をいただく中でご提供があれば受けていくということはやぶさかではない。ただ、基本的には、町のほうの経費で購入をしていって備品という形で計上をさせていただくのが本来の姿じゃないかと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 本来の姿はこうだということでご答弁をいただきましたので、理解をさせていただきたいと思います。もし仮に保護者会のほうで事前にそういったご相談等がありましたら、かたがたそういう形できちんと調整をとられた上でやっていただきますようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

次、2点目の質問に入らせていただきます。

町の職員さんの育児休業と介護休業の取得の実態についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

過去、2年ぐらいの取得の実態につきまして、おわかりでしたらお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町職員の育児休業、町では介護休暇と言うておりますけども、介護休業の取得実態を2年分教えてくださいというご質問でございます。

まず、育児休業の関係でございますけども、平成11年度、12年度でお答えさせていただきます。男はゼロ、女は4人ということで、平均9.9カ月とっていただいております。そして、合計が4人ということでございます。そして、平成12年度は、男がゼロ、女の人は4人ということで、これは9.5カ月平均でございます。合計4人でご

ございます。

次に介護休暇の関係でございますけども、平成11年度につきまして、男はゼロ、女の人でもゼロ、合わせてゼロでございます。それと、平成12年度は、男はゼロ、女の方は1人ということで、これは3カ月でございます。合計いたしましても1人ということでございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、取得の実態について教えていただきました。難しい問題はあるかと思いますが、育休と、それから介護休暇ですか、それぞれの希望者に関してカバーしきれているのかどうかについて、町の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当然そういった関係につきまして取りやすい状況にするために、いわゆるそういった関係のカバーをするために、そのかわりになります職員の補充をいたしております。そういったことで、取りやすいようにはいたしております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ごめんなさい、質問の仕方が若干悪かったかなというふうに思いますが、例えば育休の場合で、育休を希望しようというふうにほとんどの職員さんが思われて、そしてそういう育休制度を利用されているというふうに考えておられるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 育児休業、介護休暇ともに申請主義でございます、申請があればすべて希望どおり付与しているところでございます。男子の育児休業につきましては、職員へ取るような関係につきましても周知を図っておりますけれども、実態としては申請がない状況でございます。

本町といたしましては、男女共同参画社会の実現計画において、男性職員、教員の育児休業、介護休暇制度等の規則の推進を図ることを明記しておりまして、その取り組みを行っているところであります。申請があれば付与してまいりたいと考えておりますし、申請がしやすいような体制にしてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 申請をしやすい状況にしていきたいというご答弁でありまして、

1つ懸念されますのは、部長のほうも今ご答弁の中でおっしゃったと思いますが、男性の側の育休、もちろん介護休暇もそうではありますが、ゼロという数字で取れていないという実態があるわけで、男女共同参画の立場からそれもきちんとアピールをしていきたいというお立場だというふうに理解をさせていただきまして、もう1点さらにお尋ねをさせていただきたいと思います。

今、ご答弁がありました男女共同参画の立場から、町が積極的かつ具体的に支援できる方法というのは、じゃどんなものがあるのかなというふうにお尋ねをさせていただきたいと思います。

過日の新聞で、天理市さんの状況が出されていまして。この天理の場合は条例化をされているようでありますが、そのことについてもしおわかりでしたらお尋ねをさせていただきたいと思い、またその評価等についても、あるいは考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） お尋ねの関係でございますけれども、天理市におかれましては、子の養育または家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例によりまして、子の養育または家族の介護を行う職員に対する支援措置とされまして、育児休業で1年、介護休業で3カ月の休業制度とは別に、子育て休業につきましては1歳から小学校就学までの間で1日2時間以内で休業することができ、また介護支援休業につきましては、介護休暇を取得した期間の翌日から1年以内の期間内で1日2時間以内で休業できるとした内容の条例を本年の4月1日から施行されているところでございます。ただし、こうした休業の時間につきましては、子育て支援休業、介護支援休業の双方とも無給ということになっております。

本町の今後の関係でございますけれども、当町といたしましても導入につきましては、そうした積極的に前向きに検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 前向きに検討をされるということですので、よろしく願いをしたいということで終わらせていただきたいと思います。

次、3点目ではありますが、児童福祉法に基づく児童の厚生施設、いわゆる児童館についての考え方についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

管轄の所管が、私もちょっといろいろ考えて悩んだところではありますが、いわゆる児

児童館について、以前にも一般質問でさせていただいたことがあるわけですが、私の今回の質問の趣旨について若干説明をさせていただきたいというふうに思います。

斑鳩町の建物をずっと見させていただいても、子どもさんたちが子どもたち単独で使われる空間というものが残念なならないわけであります。子どもの権利条約、あるいは子どもたちの権利を保障していくという立場から言っても、子どもさんたちが自由に使える空間、もちろんきちんとした約束事は守りながらでありますが、そういう空間が必要なのではないかなというふうに思っているところであります。

私は、ここ3年余り王寺町の中央公民館をお借りしながら夜間中学のほうを自主的に運営をさせていただいているわけですが、最近であります、その夜間中学の時間帯に、夜の6時から9時であります、保護者に連れられた子どもさんたちが結構お越しになっているという実態があります。その場で一緒に宿題をしたり異なった年齢の子どもさんと交流をしたり、あるいは高校生や大学生や、あるいは成人の方がそばにつかれて勉強をしたりとかいうほほえましい光景が片方で見られるような状況になっています。

そんな状況を思いながら、帰宅する途中にコンビニエンスストアの前を通りますと、少し、ジュニアぐらいの年齢だと思えますが、子どもさんたちがコンビニエンスストアをたまり場にして、9時半、10時ぐらいの時間帯にもおいでになる。

そこで思ったわけですが、子どもたちのたまり場がコンビニエンスストアしかないという状況は、これは一体何なんやろというふうに考えました。いわゆる児童館の役割というのは、昼間の児童館という考え方が今までは主流でありまして、小学校の子どもさんたちが放課後児童館を利用されるというのが主な考え方でありました。もちろんそれはそれで、そういう使われ方はもちろんそのとおりであります、それ以外に最近では、それぞれの児童館で夜間もそういう子どもさんたちを受け入れていこうということで開館をしていくという傾向にあるようだというふうに聞いています。

そんなことを考えながら、斑鳩町がいわゆる児童館の考え方についてはどんな考え方をお持ちなのかということについて、総論で結構でございますので、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ただいま山本議員の質問は、これまで子どもを対象とした児童館等の建設できないかと、こういうことが質問されてました。言われるように、子どもが単独で使用できる空間、これは私も必要だと思います。ただ、子ども単独でそういうよ

うな施設をするということも、一方では危険があるのではないかなと、このように思います。いずれにいたしましても、子育ての中での子ども対策として、子どもが心身ともに健やかに育つには、やはり我々を含めてすべての方々がその支援をしていかなければならない、このように思います。

当町といたしましては、やはりお子さんが単独で利用できる施設としては考えておりますのは、やっぱり公民館、また学校開放の中での考え方を持っておるわけでございまして、そういうようなものを1つのものとして保護者等が確保するという事は、これは当然できるわけでございますので、そういうことをしていただければ、子どもだけの利用できる空間にもなるのではないかな、このように思います。

子どもたちが夜の10時ごろよくコンビニストアでたむろしておるのは、私も見受けるわけでございますけれども、やはりそういうようなものにつきましても、やっぱり社会が子どもたちに対する適切な指導をしていかなければならないん違うかなということ、そのためには、今山本議員がおっしゃるような、子どもがそこで遊ぶというのか、またいろいろな行動をするための施設、これは当然必要と思います。そういうような環境をこれからつくっていかねばならない。これはあくまでもすべての方々がやはりそういうような環境をつくっていかねばならないのと違うかなと、このように思うわけでございますので、今後福祉面、また教育面において、子育て支援をするための施策についての連携を密にして、前向きな形で何らかの方法を講じていけばどうかと、このように思っているわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 総論で聞かせていただきましたので、ありがとうございます。

今後も、子どもさんたちの育つ環境について、私たちが議論ができるという形を十分にとっていただきながら、同じ大人として子どもたちが健やかに育つことのできる社会をともに担っていきたい、こんなふうに考えております。

それでは、4点目の質問に移らせていただきます。

小学校の教科担任制を教育委員会が施策として導入する考え方はどうかという問いでございまして。

これまでも、小学校においては、音楽や体育とかいったそういう教科に関しては、専任の先生が授業をしてくださるということについては私も存じております。また一方で、小学校の先生の免許はすべての教科を教えることができるという免許であるというこ

とについても、理解をいたしております。

しかし、例えばこんなことは考えられないのかというふうに思うわけですが、皆それぞれ人でありますから、得て不得手もあり、あるいは得意、不得意の分野があろうかというふうに思います。自分はすべてにパーフェクトであるけれども、例えばより理科のことについて教えることは自分にとってはとてもたやすいことだというふうにお考えになる先生が仮におありだとすれば、そういう先生を例えば小学校の高学年で有効に活用していただくというふうな方法はないものかというふうなことを考えております。そういったことについて、斑鳩町の現在の状況と、こういったことの考え方についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教科担任制ということでお尋ねでございます。質問者も十分小学校の先生方の制度といたしますか、そういうものをご承知いただいているというふうに思います。そうした中で重複するかもわかりませんが、現状等を説明させていただきたいというふうに思います。

なお、小学校の先生方につきましては、教科に対する専門的な力と同時に、その子どもたちへの人格的な感化する力も指導者の大切な要素として求められているところでございます。とりわけ小学校におきます担任の先生方には、学習の指導だけではなくて生活面のしつけなどにも細やかにかかわっていただいております、小学校にとって最も身近な存在として、これまですべての指導を担ってきております。

しかし、最近の状況等考えますと、小学校におきましても、複数の指導者が多面的に子どもを見詰め指導に当たっていくことや、また専門性を生かした授業を実施することの重要性が認識されてきているところでございます。各学校で指導形態の工夫が行われておりまして、当町の各小学校でも教職員の共通理解のもとに複数で指導に当たっておりますティームティーチングや、教師の専門性を生かした交換授業、あるいは質問者のご指摘の形に近い専門担当といたしますか、専科担任といたしますか、そういう工夫も行ってきているところでございます。

ただ、小学校におきましては、教科担任制の導入につきましては、児童の発達を考えます。したがって、教育委員会といたしましても、各学校の指導形態の工夫に加えまして、専科教員の配置などについて、当町なりの努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、学校の運営につきましては、あるいは授業の方法につきましては、校長の責任ですべて学校運営をされているところをごさいますて、教育委員会が教育の内容にまで入り込むということはいかかなものかというふうに考えております。ただし、教育委員会は、教育環境を整備していく必要、責任も負われておりますので、そうした中で、今おっしゃっていただいているような高学年に専科教員といいますか、学校交流交換授業ができるようなそうした授業の運営といいますか、そういうものについてどう取り組めるのか、あるいは取り組んでいくのか、十分研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、教育長のほうからご答弁をいただきました。すべての年齢で実施することは望ましくないというようなことも言っておられたかというふうに思います。

私は、特にすべての年齢でそれをやってほしいというふうに申し上げたわけではなくて、特に小学校の高学年でそういった形での一般教科も教科担任制という形でやるのが例外ではなくなってきたという実態がほかの市町村ではある。こういう状況の中で、私どもの町の教育委員会も、ぜひそういう立場で議論を一度していただけないものかというのが趣旨でございます。今後、教育委員会で議論をしていただくことをお願いをしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 当然教育委員会としても、そういった内容について十分研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、ご答弁をいただきましたので理解をさせていただき、私の一般質問についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、里川議員の一般質問をお受けいたします。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それでは、私の通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。

まず、1点目です。政策評価についてですが、これは、前年度試行的に取り組むという形で行われた。その中で、私も昨年質問をしてきた経過もあります。そのとき助役も

、事務事業評価としての取り組みであるというようなこともご答弁なさっていたと思います。そのときはまだ取り組んでいる途中であったということで、私も余り深く立ち入った形での質問はしなかったわけなんです、今回12年度が終わりました。試行的に取り組まれました結果についての総括、各担当課のほうでされているのではないかと思います。この総括について、たぶんきっちりやられていたらかなりの量にはなると思うんですが、かいつまんだ形で当町が取り組んだ総括についてをお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 政策評価についてのお尋ねでございます。平成12年度で試行的に取り組まれた結果の総括と、それについての答弁をさせていただきます。

平成12年度で行政評価の中の事務事業評価を試行をしました。この事務事業評価は、新時代に対応した行政運営を進めていくための手段の一つとして、施策や事業を成果重視の観点から評価し、住民にとってわかりやすい形で説明していく位置づけとして実施をしたところでございます。

事業事務評価の導入に際しましては、まず試行的、そして段階的に取り組みを始め、そこから得られた結果に検証を加えながら、本町に適したより一層高い実行性のある仕組みを確立していくべきと考え、平成12年度では次に申し上げる4点について実施したところでございます。

その1つといたしましては、本格実施に向けまして、全庁的取り組みとするための職員の意識と理解を深めること。これにつきましては、以前の議員の質問の中にも、やはり職員の意識改革が必要だということを言ってまいりました。そういうことから、職員の意識を改革をするということの実施をしたわけでございます。

その2つ目として、評価作業を通してより実行性の高い評価手法の確立に向け課題を整理するとともに、平成13年度以降の実施に向けまして、その内容について検討をいたしました。

3つ目として、本町に適した評価の仕組みづくりについて検討をしたわけでございます。本町は本町の特徴を持ったいわゆる政策評価をしようという考えで、仕組みについての検討をいたしました。

次に4点目でございますが、第3次総合計画の進捗管理及び予算編成と連動した仕組みづくりを検討をいたしました。

この4点が中心課題として実施をしたところでございます。

平成12年度の取り組みの内容でございますけれども、30事業について評価シートの作成を行っております。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、総括という形で助役からご答弁いただいたわけなんですけれども、これは13年度以降につながっていくものであるというふうな形の総括をしていただけたんだなというふうに理解をしたんですけれども、私もこの政策評価に関しましては、私なりにやっぱり要望なり考え方なりを持っているわけなんです。そのこともありますので、この点についてもこれまでもお尋ねしてきた経過があるんですが、今後13年度、また14年度というふうな形での取り組み、どういうふうな形で取り組んでいかれるのかという年次的なものも考えた上での計画というものがあれば、できるだけ事前にお聞きしておきたいと思うんですが。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今後の取り組み、13年度、14年度等の取り組みについての年次的な考え方があれば教えてほしいと、こういうことでございますが、里川議員もご存じのように、政策評価につきましては、相当いろいろな問題があります。13年度がどれをし14年度をどれをしていくというのじゃなしに、やはり先ほども申し上げてますように、行政運営を進めていくための手段の一つとして、そしていわゆる施策の事業ですね、そういうようなものの成果の観点から評価をしていく、こういうことでございます。それに対して一番肝心なのは、最小の費用で最大の効果を生み出すためのやはり評価だと、このように考えております。

したがいまして、今後の課題でございますけれども、6点ほど考えておるわけでございます。

その1点につきましては、施策や事務事業を的確に評価できる指標の設定と。いわゆる施策や事務事業を的確に評価できる指標の設定。2つ目につきましては、事務事業の執行当初から目標値を設定する、いわゆる事業執行の初めからその目標を決めると。目標を決めなければ評価はできませんから、そういうような目標を決めた設定をしていく。次に3点目でございますけれども、事務の特性に応じた評価方法の検討。いわゆる、相当な事業がございます、また事務もございますので、その特性に応じた形の評価方法

を検討をしていく。4点目には、定量的分析についての指標の研究。次に、5点目については、評価対象とする施策や事業の範囲の整理。範囲を整理していかなければならない。次に、6点目には、制度の意義を庁内で浸透させなければならない。いわゆるどのような施策評価をしているかということがだれもわからなかったら何にもなりませんから、当然その制度意義を各職員が把握する、それについて十分職員間でも検討をしていく、こういうことを考えております。こういうことがこれからの課題だと思います。

今後の取り組みについては、いわゆる12年度から得られました結果の評価シートの改良及び評価方法の確立と、各課係ごとの1事業程度の評価シートの作成を行い、評価結果に基づいて事務事業の見直しを行っていく予定をしております。13年度、14年度でその事務事業の見直しを行っていく予定をしております。

最後に、行政評価システムは、個々の自治体の具体的な事情に応じまして作り上げられるものでございまして、そうした生活上同じものは一つもないわけでございます。先ほど言った斑鳩町は斑鳩町の特色を持った政策評価をやっていくということで、各町村はやっぱりそれぞれ違った形の評価と、こういうことではございますので、同じものはないと、こういうことを考えております。

本町の行政評価システムを真に有効なものとするために、単なる作業に終始することなく、その目的を強く意識しながら、一番大事なのは、その目的が達成されるような工夫を重ねてまいりたい、このようにを思っているわけです。ただいま申し上げましたが、13年度、14年度における政策評価の考え方でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、助役がご答弁されたような形は、私も理解できるんです。政策評価のやり方というのは、非常に、何というんですか、確立されたものがなくて、取り組んでいる自治体についても、いろいろ多種多様化した形になっていると思うんです。

ただ、私自身は、斑鳩町は奈良県下、また近隣市町村、いろいろな方などの話を総合して見る中でも、行政のレベルとしては非常に高いのではないかなというふうに認識しているんです。職員の皆さんもよく頑張っていていただいているとは思っているんです。ですから、この政策評価につきましても、斑鳩町が近隣に先駆けてやっていることであると思うんです。これをより高度なものに、より年次的にもきちんとした総括、毎年の総括をしながら計画を立てて、年次的な目標もきちんとしていただけたらなと。

そして、やっぱり最終目標としては、政策評価の ――以前にも言いましたけれども、行財政改革の1つの手法だというようなところで終わってほしくない。やはり、先ほど助役がおっしゃられたように、予算編成にも結びつくものであるというようなこと、それとかシステムの改革であるとかということなんですが、私は一番望んでいるのは、住民参加の充実という部分なんです。やっぱり最終的にはそこへ持って行っていただいて、地方分権が進む中で、住民の熟成ということを目標に、最終目標をやっぱりそこまで持って行っていただきたいという思いがあるわけなんです。

評価についても、住民の評価が得れるような形のものに最終的にはやっぱりなっていくべきであろうなというふうに思っておりますので、今後も、時間がかかると思いますので、これからも、我々も勉強しながら、行政のほうも研究をしていただきながら、より高度な形の政策評価となるようお願いをしておきたいと思っております。

2点目に移らせていただきます。

「サービス残業について」ということで2点目に挙げさせていただいているんですが、これまでいろいろこの件につきましても質問をしてきた経過もありますが、本年4月6日に厚生労働省労働基準局長から、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」というものが策定され、このことが通達をされたわけなんです。その通達を受けまして、総務省自治行政局公務員部公務員課長から、これは地方公務員にも適用されるとして、4月27日に各都道府県や政令指定都市の関係者に通達があったわけなんです。各都道府県においては各市町村への通知をし適切な対応をするようにということで、内容もかなり踏み込んだものとなっていると思うんです。

この通達を受けて、これまで我々もいろんなことをしてきた経過もあるわけなんです。この通達後に町として何らかの措置をとろうということがあったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者がおっしゃいましたように、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」が、平成13年4月に厚生労働省において定められ、これに基づきまして平成13年5月16日付で県を通じて当町にも通知があったところでございます。

この中で、使用者が講ずるべき措置といたしまして、使用者に労働時間を管理する責

務があることを改めて明らかにするとともに、労働者の自己申告制による労働時間の把握など、使用者はあいまいな労働時間管理を行わず、始業、終業時刻の確認及び記録により労働時間を適正に把握し、適切な管理の促進を図るように求められているところがございます。さらには、労働時間短縮推進委員会などの設置により、適正な労働時間等の検討を図ることなどが求められていることが主な内容となっております。

このようなことから、本町におきましても、始業、終業時刻の確認及び記録につきましては、すべての職員に対しましてタイムカードにより出退勤を記録管理しており、時間外勤務や休日勤務などは、所属長が事務の進捗状況を把握する中で、必要な勤務時間はあらかじめ指定し勤務命令を出しているところがございます。

さらに、労働時間短縮推進委員会などの設置についてももうたわれておりまして、当町では新たに設置するということはないと。と申し上げますのは、当町には衛生委員会を設けておりまして、それがその機能を果たすものでございまして、新たに設ける必要ないと考えておるところでございます。この安全衛生委員会の中で、職員の健康管理や公務災害の発生防止と安全衛生についての健康安全管理計画を策定いたしております、労働管理等について適切な管理の促進を図ってきているところがございます。

なお、この衛生委員会のメンバーの半数は、職員の労働組合といえますか、組合員となっております。そういった関係上で、職員の意向も十分反映された中での計画となっております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、一定の答弁をいただいたわけなんですけれども、今ちょうど総務部長のほうも、衛生管理委員会のこともおっしゃったんですが、この通達の中にはそのことも書かれています。そういう委員会がないものはつくりなさいということももうたわれております。

以前にも、私もその衛生管理委員会については、質問の中で言いました。統括責任者が助役、衛生管理者は総務課長というふうに条例でなっているということもそのときに確認もさせていただいているんです。もちろんそのことに触れても1つ聞いておきたいんですけれども、うちは超過勤務の場合、所属長が——この通達は使用者という言葉が出てくるんですが、もちろん使用者というのは町長のことになると思うんですが、超過勤務については所属長が責任を持ってやっているんだらうなというふうにとらえるわけなんですね。

その所属長なんですが、この条例を見ていますと、教育委員会については教育次長というふうに書かれているんです。ということは、教育次長は今の組織上で言うと、教育長が教育次長を兼務しているという形になるのかなと思うんですね。ということは、学校関係職員、そういった、ここで言われる施設や学校関係の職員、それと教育委員会事務局の職員、これらに関する所属長というのは、教育次長という形になってますので、兼務をされている教育長がつかんでいるというふうに理解をさせていただいたらいいのかということも、あわせてちょっと確認をさしてください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 所属長と申し上げますのは、各関係の中でのいわゆる課長をもって所属長という中でしておりまして、その関係で所属長は、まず職員に対しましてどれだけの事務を必要として超過勤務をするのかということを知り、それで適切なその必要な時間帯をいわゆる所属長は認めて勤務さしているというようなこととなります。

そういった中で、教育委員会の関係につきましては、総務課におきましては総務課長、生涯学習課につきましては生涯学習課長というような形の中で所属長というようになるということとなります。その上に教育次長という中で教育長が兼務されておりまして、学校関係につきましては、その所属長といいますのは学校長という形の中で、その学校長の管理の中で職員が勤務しておるということとなります。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 一応条例を見させていただく中では、教育委員会事務局と学校その他の教育機関においては教育次長というふうに条例上書かれているということを私は指摘をしているんですね。だから、それはそうじゃなくて、所属長はあくまでも課長やと言わはるのであれば、この条例やっぱり手を加えなあかんの違うかなというふうに私は思うわけなんです。

そういうことの整理をきちっと、人事担当のほうでも組織的な問題についてもきちっとやっていただきたい。それで、国がこのサービス残業についても本腰入れて、これだけ踏み込んでやってきているんやということをやっぱり認識していただいて、役場の中でもこういったことをきちんとした制度として確立をしていただきたいと願っているわけなんです。条例のほうは、私の読み違いか、それはおかしいんやとかいうことがあればご答弁していただいたらいいかなと思うんですけれども。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） このサービス残業につきましては、サービス残業をもうやめようやということで我々は職員に指示をしています。やはり任意に超過の勤務をするということの場合については、速やかに退庁をせよということ、所属長を通じ、また私も担当課がそういう形になれば注意をしている。ただ、私は職員の健康を常に気をつけております。やはり早く帰って体を休めて、そして明るく日万全な体で執務をし、町民のためのサービスを提供してほしいということを常に考えております。

そういうことで、やっぱりサービス残業というのは望ましくないものであって、やはりそれはみんなの職員が意識を持って、それでやめようという形をやっぱり意識づけたいと、このように思います。そういうことで、これからも頑張ってもらいたいと、このように思います。

ただ、必要なセクションについての仕事もございませう。そういう中には、やっぱり課長が超過勤務命令を出して、これをやるのは、これはやむを得ないと思っておりますので、それについては、やっぱり職員の体調を整える中でその実施に踏み切ってほしいと、こういうことで、できるだけ超過勤務を避けるように努力してほしいということをお願いしているわけですが、その点ご理解願いたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 先ほどの条例との整合性はどうなるんですか。教育次長となっているんですよ。

植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 教育次長の専決事項の中で、ここの中におきましては、「所属職員の時間外の命令に関する」というようなことはうたわれておりますけれども、実質的な中で、それを踏まえまして、各課長が教育長の決裁をもらいながらそういったことを命じておると。実質そういったことのいわゆる勤務をさすということの中身の関係につきましては、課長がそれを把握して、そういった中で所属長であります教育次長の決裁をもらってそのことをしておると。教育次長の専決でそれは決まっておるといような内容のものでございませう。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ということは、条例上もこのままでいいんやと。便宜上と条例上がちょっと形違うというように私は受け取れるんですけれども、それやったら、便宜上そういう形になっているものであれば、形きれいに整理したらどうなんかなと。以前

から私も、組織的な問題の中にも、ちょっと不明瞭な、我々が見ていてもわかりにくいような状況もある中で、そういうことも思っている中で、いろいろこういう問題について調べる中で条例を読ましてもらったら、あれっとなんかへん部分が、ちょっと引っかかってくる部分が出てきたりするんです。

これにつきましては、組織的な問題も含めてですので、総務部になるのかわからないんですが、ここらあたりも、条例についてもこれで問題がないのであれば結構です。あるのであれば、やっぱり整理したほうがわかりやすいというのであれば、やっぱり担当と話し合う中で整理はできるだけしていただきたいなど。我々が見てわかりやすいような形の、あの条例を読んだら読んだとおりに受けとれるような条例というふうな形になってほしいなというのは、希望しておきたいと思います。

そしたら、次に移らせていただきます。

3点目の問題なんですが、介護保険の保険料についてなんです。この件につきましては、私もこれまでいろいろ申し上げてきましたし、さきの委員会でも少し触れておったんですけども、介護保険の保険料というのは、経過措置をとっているわけでした、1号被保険者の保険料というのは、12年度については、いわゆる本来払うべき金額の4分の1だったわけなんですね。それが13年度では、本来払うべき保険料の4分の3になると。14年度には、4分の4になっていくわけですね。ということは、初年度——昨年から今年度に移ったときには、一気に保険料が3倍になるわけなんです。そうですね、4分の1から4分の3になりますから、一気に保険料が3倍になります。

段階につきましても、私、第2階層、第3階層あたりでも非常に保険料が高くて払いきにくい方もあるのでないかというような指摘もこれまでしてきているわけなんです、今度一遍に、例えば2段階の人やったら、平成12年度6,900円払っていたんが2万700円になるんですよね。3段階の人、9,200円払っていたんが2万7,700円になるわけですね。ほんなら、すごい大きいですよ。

しかも、年金から徴収される特徴と言われる方、この方たちは、年金大体2カ月に1回の支給ということで、2カ月に1回の支給からの天引き、ということは年6回の天引きという形になるんですかね。ということは、1年分に払う金額、年金から天引きされる特徴の方ともちろん普通徴収の方と保険料は全く一緒ですが、1回に払う金額というのは、普通徴収の方のほうが高いわけなんですね。そしたら、年いかれた方が錯覚なされるんですわ。何で年金もろっているお父さんのほうが保険料安うて何で私のほうが高い

のみたいな、こういう錯覚に陥ってはる方も前年度もあったわけなんですね。

だから、そういうことから、この介護保険スタートするとき、この条例ができたときから、私は納期については4期ではなくてもう少し弾力を持って考えるべきではないかというようなことを既に言っていたわけなんですけど、そのときの担当課長が、この条例とにかく新しくできる制度であると、そういうことは視野に入っているけれども、とりあえずこれでスタートをさしてほしいということで、私もこれまでいろいろ言ってきた中で、担当課も非常に努力していただいていたということも理解した上で、この介護保険条例については反対をしませんでした。

ですから、その後、当初から納期については私自身はそういう考えを持って条例を見てきたということもありまして、今度これ、14年度は初年度の4倍になると。そしたら、介護保険の保険料3年ごとに見直しですね。次15年度になったら、また保険料変わるわけですよ。ということは、保険料を払う方から見ると、年々すごく上がっている、年々上がっているというすごい意識が働いて、それで非常に払いにくい。1回につき大きいなという、こういう感覚というのがあるわけなんですね。

例えば、さっき言いましたね、3倍になるということでは、第3段階、当町で一番階層的には多い方なんです。この第3段階などについても、例えば平成13年度やったら、1期——7月に4,700円払って、2期に4,600円払って、3期、4期は9,200円払うと、こういう形になるのではないかなと私は思っているんですけど、条例を見る中で計算したら。そういう支払い方になると思うんですけど、でも去年はどうやったんかというたら、平成12年1年間で9,200円しか払ってないんです。4,600円、4,600円の2回払われて9,200円払われた方が、13年度には一気に3倍になって、もう3期、4期9,200円、9,200円と払わなあかんという、こういう状態なんですよ。

だから、ここでやっぱり条例の中にも、6カ月以内であったら徴収猶予はするということは付け加えてはもらってます。ですから、分割納付についても対応するということはもちろん聞いてますしやっていたらいただいと、相談を受けたらやっていたらであろうとは思ってます。けれども、制度として、やはり国民健康保険のほうも、当初4期納付から現在の8期納付になった経過もあると思うんですね。ですから、介護保険につきましても、そういう納期について、やはり考えていくべきではないかな。条例上書かれているものですから、この納期については、変えていこうと思えば条例改正を

していかないといけないという作業もついてきますので、簡単な問題ではないと思いますので、早くから十分な論議をしていただきたいと思います。

その中で、1つ、第2階層なんかでも非常に苦しい状況もあると思うんですが、5月末では一般会計、特別会計の締めになりますね、5月末日でね。その段階で担当課のほうに滞納状況を調査させていただきましたら、やはり第2段階では10.60%の滞納率というのが出ているわけなんです。ですから、やはり私が滞納状況について発言してからここまでしばらく何カ月かあったと思うんですが、この間に担当課は努力していただいていると思うんです。努力していただいているけれども、やっぱり10.06%という数字が残ってしまったという状況も踏まえて、この件につきましては、滞納の方に連絡をとられたりいろいろお話をされる中で、いろいろ担当のほうでは感じられていると思うんですが、この問題については、やはりきちっと担当課のほうで論議をしていただけたらなというふうに思っているんですが、方向について聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 保険料につきましては、今質問者が申されたような形になってまいります。そしてまた、納期の分割の関係でもう少し細分化という形の分につきましても、質問者が申されてますように、このご相談に応じては対応をさせていただいているというのが状況でございます。

あと、条例化というような考え方の中でのお話もあろうかと思うんですけれども、委員会にもお答えをさせていただいたように、今介護保険制度が施行されてからまだ1年余りという期間しか経過をいたしておりませんので、これから後の収納状況等も見させてもらいます中で、今おっしゃっていただくようなことも今後の検討課題として取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） まだ日数が制度開始からたっていないということなんですが、でも14年度には、制度開始からの2年後、保険料徴収から言うと2年はたちませんが、新しい制度ですから、やってみる中で、やっぱり住民の要望の高い問題、不備な点ではないかなと感じられるところがあれば積極的に変えていくということは大事なことであるというふうに私は思っておりますので。

それと、つけ加えさせていただきますけれども、先日平群町の介護保険運営協議会が

開催された中で、1号被保険者の介護保険料、これは運営協議会全員一致で減免をやってほしいということ町長あてに出されました。隣の町でもこういうことが行われているという動きがある中で、私も減免についても言ってきましたけども、せめて今回は納期について弾力的にやれないかということをおっしゃっていただいたわけなんですけど、この問題についても、私もこれからずっとまた取り組みたいと思いますので、3番目につきましてはこの辺でおいておきたいと思います。

次、4番目、学校教育についてということで質問をさせていただきたいと思います。

ここにも書かせていただいているんですが、今学校教育の中で、教育改革、非常に大がかりな教育改革をされようとはしております。改革の中身については、是も非もいろんな問題があるので、今ここではその是や非については言っていると時間が足りなくなりますので、これについては触れませんが、実際改革を行おうということであれば、私は斑鳩町の教育委員会としても、斑鳩町の子どもたちのためになる方向、こういうものが打ち出されることを望んでいるわけなんですけれども、それで1点目なんですけど、少人数教科指導ということ、これが打ち出されたということなんです。これは、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画というのがありますね。非常に教育委員会のこういうのって、文章長いからかなわないんですけど、定数改善計画の中で、13年から5年の間に改善をしていきたいと思いますという計画が出たわけですよ。それで、ことしの4月から義務教育標準法、これも縮めて言うてます、これも法律の正確な名前を言うたら舌をかみそうになりますので、義務教育標準法というのがあるんですが、これがことしの4月から施行をされてます。

それに伴いまして、日本全国の都道府県すべてがどういうふうな方針を出しているかという資料があるわけなんですけど、奈良県でも教員配置に関する方針として、30人以上学級、そういう学級があるところ、そしてまた小学校1年、2年生の国語、算数、生活科、小学校3年から6年の国語、算数、理科、そして中学生の英語、数学、理科ということに限りまして少人数指導をやっていくというふうな方針を出されているわけなんです。この方針につきましては、全国の都道府県と比べますと、奈良県はまだちょっと弱いかかと、この方針自体もっと先進的にやられているところがたくさんあるなというふうには感じるんです。けれども、人口規模だとか、いろいろな条件の中で奈良県はまだ少しちょっと、いろいろ比べると弱いところもあるけれど、一応これ一定の方針は奈良県は出しているわけですよ。これは13年からの方針として出していると思うんですけど

ども。

このことを受けまして、少人数教科指導について、斑鳩町では教員の加配状況、どんなふうになっているのかということですね。そして、今年度がどうで来年度がどうなのかというところ、本当に県が言っている少人数教科指導に伴う教員配置をきちっとしていただけて本当に取り組めるのかというところを私は心配しているわけなんです、具体的にこの点について答弁をしていただきたいと思うんですが。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今日まで6次にわたりまして教職員定数改善計画は実施されてきております。今も質問者がおっしゃっていただいておりますように、今回が第7次になるわけですが、その時々々の教育上の必要性、あるいは課題、また学校の状況に応じましていろんな改善計画を実施されてきているところがございます。今も申し上げましたように、本年度から第7次の教職員の定数改善計画が実施されまして、13年から17年の間で実施するというところでございます。

この改善計画の主なねらいでございますが、教科の基礎基本の定着、あるいは自主性、自立性、そして問題解決能力の一層の育成を目指してございまして、そうした課題や習熟、興味、関心の違いに応じた少人数で授業を実施すると、そういうことによりまして個々に応じたきめの細かな指導がさらに充実されると、こういうねらいで今回の第7次の改善計画をされたところでございます。

斑鳩町における本年度の状況はどうかと、こういうことでございますが、まず県下の状況でございます。平成13年度の県の方針といたしまして、第6次定数改善計画で配置いたしておりますチームティーチング、これはそのまま継続をすると、こういうことでございます。このチームティーチングについては、斑鳩町は既に小中学校すべての学校に配置されているところでございます。それとあわせまして、今回の少人数の加配、新規小学校で32名、これは県下全体でございます。そして、中学校で10名。42名の少人数にかかる加配が奈良県でされているところでございます。チームティーチングとあわせまして240人というのが、小中学校に配置されているところでございます。

当町の学校でございますが、今も申し上げましたように、チームティーチングは既に配置されておるところでございますが、今、本年度についてはそれで終わっております。来年度については、先ほども質問者がおっしゃっていただいておりますように、県

のほうとしては、30人学級以上について順次その加配をしていくと、17年度には29人以下の学習集団で授業できるように実施したいと、こういう意向でございます。

その学習集団というのは、例えば小学校の1、2年生では、国語、算数、生活科、3年から6年では、国語、算数、理科、そして中学校の1から3年生では、数学、理科、英語、こういった教科で29人以下の学習集団ができるように配置したいというのが県の方針でございます。

来年度、13年度の配置につきましては、県に対しまして、当町としても30人以上の学級があるわけでございますので、配置されるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） そういうふうに今教育長からお聞きしたわけなんです、教員の採用状況、14年度の採用予定というのが全国的に示されておまして、奈良県の場合は、13年度から14年度には76人から91人にふえて約1.2倍ぐらいの増員というふうになっているんですが、大阪府とか都市部には多いんです。都市部でもなくても、多いところは非常に多いんですけれども、各都道府県を見ても、大阪とか千葉とか3倍以上採るといような、14年度は3倍以上採るといような状況があるんです。

もちろん教育長もご存じのように、ぼちぼちと今年度ぐらいで小学校の少子化傾向、これが頭打ちになってもう横ばいをたどっていくであろうということ。そして、中学校では平成16年がその頭打ちの年で、高等学校では19年が頭打ちの年となるだろうと。その後は横ばいになるだろうという見込みが立てられているわけです。そのことも含めまして、今おっしゃられた少人数指導を実現するための採用をしていくという点で見ると、奈良県の場合は採用幅が非常にまだまだ低いように見受けられるなと思ったものですから、この点について私も今後心配がないのかな、これぐらいで国が言うてるし県が方針出しているけど、こんなんほんまに県の方針どおりやれるんかしらという心配があったので、今回ちょっとこの件につきましても質問として入れさせていただいたんですが、この点については私もこれからもまだきちっと見ていきたいと思いますが、県の方針どおり斑鳩町の教育委員会に対しまして各学校に教員配置してもらえるように、やはり教育委員会として対応のほう努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

では、2点目に移ります。

2点目のほうに書かせていただいていますのが、「小学校の専科制度の必要性について」ということなんです。さきの質問者とちょっとニュアンスが違うかも知れないんですが、私ここで書かせていただいたように、専科ということで書いてあるんです。先ほども質問者や教育長の答弁にもあったと思うんですが、これまで小学校で音楽、私は娘が東小学校だったので東小学校を例にとりますと、音楽と家庭科については専科の先生がいらっしゃいました。それを見る中で、私自身、最近ここ何年か感じていることなんですけれども、教員の採用についていろいろな流れ、波があったということで、今非常に小学校の、どの学校でもある程度の偏りはあるんですけれども、特に小学校の教員の年齢分布を見てみますと、非常に40歳以上、また45歳以上という分布ですね。このあたりが占める割合というのが非常に高くなってきている。若い先生が少ないということの中で、特に小学校高学年、5～6年生になりますと、体が非常に大きくなる。そして、運動能力も、幾らでも運動をすることによって運動能力もついてくるという条件になってくる。こういった高学年あたりで、やはり今の分布状況で見ると、先生によって、我々みたいな年代の方がたくさんいらっしゃるわけです。私スポーツ大好きですから、それはいいんですけどね。でも、先生によってはスポーツ苦手と、ちょっとかなわんなどと思われる方もあるかもしれない。

そんな中で、先ほど言われたように、小学校というのは、全教科を指導するということを基本に学級担任制を重視しているということ、それは十分理解しているわけなんですけれども、ただ子どもさんの発達段階に合わせて、そしてやはり子どもたちのためになる、そういった教育環境をつくっていくということで考えれば、先ほどの質問者と同じように、私もそういった、特に体育などの専科なんかについては、きちっと指導をしてもらえる人がいたほうが子どもたちのためにいいのではないかなというふうには思っているわけなんですけれども、その辺のところについて、少し教育委員会のほうの考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小学校における専科については、先ほどの質問者にもお答え申し上げましたように、やはり小学校につきましては、全教科を担当していただいて、そして子どもとともに人格形成をしていくと、そういう感化をしていくということが大事であろうというふうに考えております。

そうした中で、それぞれの学校の中で、当然先生方の特技というのものもあるわけがございます。そうした中で、その学校でどの教科が必要なのか、専科としてどれが必要なのか、そうしたことを考えながら、それぞれ専科なり、あるいは交換授業というようなことも実施いたしております。

特に、小学校で専科で今行っておりますのが、音楽、家庭、書写、そうしたところがそれぞれの学校で取り組まれております。また、交換授業の中で、体育と図工とを交換しているところもありますし、あるいは家庭と理科と交換している学校もございます。それはそれぞれの学校の実情に応じて、皆それぞれの学校で取り組むというような状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 先ほどの質問者のほうに答弁なされたような内容だったんですが、これ文部科学省から4月27日に、来年度から始まります小学校児童指導要録全文というのを、教育委員会もこれもお持ちやと思うんですけども、これをちょっと目を通させてもらいましたら、私びっくりしたんですが、体育は学年別の評価の観点の趣旨というところ、1年から6年まで各学年ごとに区切ってあるんです。ほかの教科を見ていきますと、小学校でも、各学年ごとに区切ってある教科というたら、あんまりないんですよ。きっちり区切ってあるのは、算数と理科、体育、この3つなんです。学年ごとに書かれているというのは。あとは、1学年及び2学年とか、そんな書き方で、2学年ずつくくってあったりするんですけど。

私これ見てちょっと驚きまして、非常に体育については、1年ずつでかなり発達段階に応じてできる能力なんかの、やっぱり引き出してあげれるということも条件が大分違っているのかなと、各学年ごとに区切って観点の趣旨が書かれているということはね。やはり、国の文部科学省についても非常に、今体力の低下であるとか運動能力がちょっと懸念されているような時代については、そういったことも意識的に書かれているのかというふうには感じているんです。

ですから、こここのところの見落としがないようにしていただけたらなと。やはり子どもの年齢に応じた、発達段階に応じた能力を身につけさせてあげることができるというような教育環境をやっぱりつくってあげてほしいということ。先ほどの質問者と同じように、今後教育委員会として、いろんな論議の中でも、一度この専科の問題についても、また論議をしていただけたらなというふうに要望しておきます。

それでは、第3番目なんですけど、またこれが複雑な問題なんですけど、小中学校の評定評価のやり方についてなんです。

来年度から新しい指導要録になりますが、評価の仕方についてもまたこれが変わってきているということなんですけど、この評価につきましても、小中学校につきまして、相対評価から絶対評価にということに通達を出されていると思うんです。これは、今年の12月の教育課程審議会の答申に基づいてそういう方向が出たわけなんですけれども、これまで一部小学校では絶対評価を導入もしてきていると思うんです。けれども、完全な絶対評価にはなっていないと思うんです。中学校は完全な相対評価でやってきてます。これが絶対評価になってくるというふうに言われている。そして、総合学習について、年間105時間から110時間という総合的な学習という時間が設けられる。この評価についてもいろいろ今研究されているところだろうと思うんですが、それともう一つは、絶対評価にしないと言いつつ、中学校の今度高校へ進学するときの内申書と言われる調査書ですね、その調査書については、これまで中学2年、3年の成績が内申書に入るわけですね。ここについては、相対評価を取り入れてもいいですよということが言われているんですね。そしたら、評価のつけ方が二重のつけ方になるのか、この複雑なところがあるんです。

このことについても、非常にわかりにくいし、今教育委員会としても各学校との調整というのか話し合いが非常に盛んに行われている時期であろうと思いますので、ここについてどういうふうな教育委員会の見解を示されているのか、聞いておきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小中学校の評価評定ということでございますが、来年度から新しく学習指導要領が改正されることになっております。そうしたところで、現在公教育の全国的な統一性を図るという観点からそういった改正をされているわけでございます。そうした中で、文部科学省から指導要領の様式例が今、議員もお持ちだろうと思えますが、示されているところでございます。

指導要領そのものにつきましては、主として各児童生徒の学籍に関する記録と指導に関する記録を記載をいたしているところでございます。各証明や指導の継続性、これを図るために後々役立つというのが目的でございます。県教委の指導によりまして、各市町村ごとに定めることとなっているところでございます。全国的に見ましても、文部

科学省の様式例に準拠したものとなっているのが現状でございます。今回奈良県におきましても、それをもとにして県としての指導要録の書式内容の検討をしていただいているところでございます。

そうした中で、平成3年度に指導要録が改正されまして、新たに観点別学習状況の欄が設けられておりまして、これは絶対評価が導入されたところでございます。従来相対評価として定着しておりました評価欄につきましても、小学校の低学年、1～2年生では廃止されるというふうなことになってございます。そして、絶対評価重視の方向性で強調されているところでございます。

今回、10年度の学習指導要領の改定に伴いまして、本年4月27日付で学習指導要領の様式例が示されているところでございまして、小学校すべての学年で評価について絶対評価で行われることとなっております。相対評価は、そうしたことで姿を消していくと、こういうことでございます。

今も申し上げましたように、県では、学習指導要録の様式の検討と絶対評価を導入するための研究を行っていただいているところでございます。そうしたものを市町村に周知されました段階で、指導要録の制定を求めていくというふうを考えております。町も、県の要録の標準に基づきまして、そうした書式を取り入れていきたいというふうを考えております。

それから、総合的学習の評価につきましては、各学校ごとに、指導の目標、あるいは内容に基づいて観点を定めておりますので、それらの観点のうち顕著な事項につきましては文書によって記述すると、こういう評価の仕方が学習の趣旨に合うものというふうを考えております。

それから、現在絶対評価を取り入れているというようなことをおっしゃっていただいておりますけれども、現在指導要録の各教科の学習の記録欄のうちに、観点別学習状況は当然絶対評価になっているわけございまして、小中学校におきましても、教科につきましては相対評価ということになるわけでございます。絶対評価と相対評価が今両方使われているというのが、現在の状況でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） この教育改革、斑鳩町の子どもたちにとってよい教育環境がくれるようなものとなるように、教育委員会として大きな努力をしていただきたいと思います。

もう時間ですので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、8番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明9日、10日は休会、11日は水道決算審査特別委員会の開催を予定いたしておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

（午後2時30分 散会）